

農林水産省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係 府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
149	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	農業競争力強化基盤 整備事業 農地整備事 業 畑地帯担い手育成 型にかかる面積要件 の緩和	農林水産省の補助事業である 「農業競争力強化基盤整備事 業」の中でも、農地の基盤整備を 行う「農地整備事業」のメニュー である「畑地帯担い手育成型」に ついて、実施要件である「受益面 積20ha以上」を「10ha以上」へ 緩和すること。	<p>【具体的支障事例】 長崎県では、「県民所得向上」を政策目標としており、農業に関する施策として、整備が遅れている畑地帯の区画整理を重点的に推進することで農業所得の向上を図ることとしているが、本県の農地は大半が中山間地域で狭小農地も多く、「畑地帯担い手育成型」の要件である、受益面積20ha以上を確保できない場合がある。</p> <p>【制度改正の必要性】 畑地帯担い手育成型では現在、離島と樹園地の畑地に限って面積要件が10haに緩和されており、内地の畑作地帯については、面積要件が20ha以上となっているところ。本県については、中山間地域の占める割合が多く、経営規模の小さい農家が多数であるため受益面積要件を満たさない地域もあることから、効果的な農業の振興を図ることができない。なお、平成25年2月26日付け農業競争力強化基盤整備事業実施要綱等改正で中山間地域型が追加され、水田が50%をしめる地域においては受益地が10ha以上で農地整備事業が実施可能となった。 離島や樹園地に限らず、内地の中山間地の普通畑においても、整備が遅れている畑地帯の区画整理等を推進するため、同様の緩和が必要である。 畑地の基盤整備については、農山漁村地域整備交付金(中山間地域総合整備事業等)では条件次第で10ha以上から可能ではあるが、農地整備事業では実施可能な中心経営体農地集積促進事業(促進費)の制度が設定されておらず、地元農家にとって極めて不利である。</p>	農業競争力強化基盤 整備事業実施要領 別紙1-1 第4の2	農林水産省	長崎県	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
<p>広島県、阿蘇市、宮崎市</p>	<p>○本市の山間部はほとんどが畑地で、基盤整備を図りたいが、圃場面積が狭く不整形で、農地も点在しているため、受益面積の確保が困難である。 ○本市においても、20haの確保が難しく、事業推進に支障を来している事業がある。 中山間地域では、狭小農地が多く、比較的小規模な集団農地が点在していることから、受益面積の緩和が必要と考える。</p>	<p>農業競争力強化基盤整備事業のうち農地整備事業(畑地帯担い手育成型)については、平成28年概算決定において、中山間地域等において実施する際の面積要件を「10ha以上」に緩和することが盛り込まれたところである。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係 府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
242	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	中山間地域等直接支 払制度における営農 条件の緩和	「中山間地域等直接支払交付金 実施要領」の第6の2の「対象行 為」において、「5年間以上継続 して行われる農業生産活動等」と 規定されている要件を高齢者に 限って撤廃すること。	<p>【現状の課題】 「中山間地域等直接支払制度」は、農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等における農業 生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するために平成12年度に導入された制度である。現 在、制度を活用している農業者等の高齢化が進んでいるところである。 当該制度では、交付金の返還の免責事由をはじめとする高齢者対策が充実しているものの、「5年 以上継続して行われる農業生産活動等」という要件が、高齢者にとっては、営農を継続することや、 耕作に新規参入する上で心理的な障壁となっている。 また、途中で離脱できる制度が整っている以上、当該制度を活用する高齢者に対しては、5年の営 農条件を設定しておく必要性が低い。</p> <p>【支障事例】 たとえば、高齢者対策のひとつとして、第3期対策から「集团的サポート型」(C要件)が導入されて いるが、協定農用地の内の一人が高齢を理由に協定から離脱しようとする、他の協定締結者等 が、離脱した者の農用地を耕作するとなっている。 また、営農を続けさせるような高齢者対策があったとしても、耕作者の高齢化が進んでいる状況に あっては、5年間の継続的な営農に自信がない者は、他の耕作者に迷惑をかけまいと、集落単位 で営農の継続を断念する事例が出てきている。</p> <p>【効果】 営農の継続を最初から断念する者が少なくなる。 ひいては、耕作者を確保することにもつながり、耕作放棄地の増加に歯止めをかけることができ る。</p>	中山間地域等直接支 払交付金実施要領 第6の2	農林水産省	全国市長会	参考資料あり

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	回答欄(各府省)
<p>山形県 遊佐町、埼玉県、長野県 安曇野市、静岡県 富士宮市、山口県 宇部市、佐賀県、宮崎県 宮崎市、栃木県</p> <p>○高齢者を中心に5年間の継続的な営農に自信がないため、協定集落への参加を辞退する事例や小規模協定が解散する事例が増加してきている。 また、当市では、第3期対策で「集团的サポート型」(C要件)を実施している協定が多くあったが、第4期対策では協定参加者の高齢化も進み、サポート役の協定員の負担増が予想されるため、協定参加者に迷惑をかけまいと高齢者を中心に協定の参加を辞退する事例も出てきている。 ただし、農業経営の効率化を目的に転換等の意向もあることから、高齢者に限らず、5年継続要件を緩和してほしい。</p> <p>○開始当初より地域の農業を支えてきた参加者も15年経過したことから高齢化が進んでいる、中山間という地域性もありかなりの高齢化の進んだ集落も発生してきている。 その集落の中でも数人の参加者が5年間の不安を理由に参加することをためらい、実際に4期に参加しない集落が発生してきている、たとえC要件を選択していてもなんらかの返還要件の緩和を希望する。(過去に10年以上集落協定に参加している70歳以上の構成員の場合、リタイアする構成員の面積のみ返還などに変更するなどの緩和)</p> <p>○本県では、平成27年度は「中山間地域等直接支払制度」の第4期対策の初年度であり、各市町村とともに農業者に対して制度説明等を行っているところである。 その際、要件である「5年間以上継続して行われる農業生産活動」に対して生産者から懸念を示されることが多く、高齢化した集落を中心に集落単位での営農活動の協定締結を断念する事例が生じている。 第4期対策の協定については8月末までに提出されることと規定され、協定面積について精査中であるが、「5年間以上継続して行われる農業生産活動」の要件を高齢者について撤廃した場合、協定面積の維持・増加が図られるものと考えている。</p> <p>○中山間直接支払について、第3期(平成22年度から平成27年度)は、11集落と協定を結んでいたが今回(第4期)については、5集落の減少になりました。当村においても高齢化による人口減少や担い手不足や高齢で作業を行うのは困難との理由から5年間の継続事業は長いとの声もありますが、期間を短くしても耕作放棄地の増加は避けられない現状です。 今後は、制度の改正や農地中間管理機構等が介入するのが望ましいのでは。 ○本県においても、4期対策への移行にあたり、実施集落14集落中5集落(36%)が同様の理由により制度の継続を取りやめる。また、これまで、1期対策から3期対策への移行時にも同様の理由により制度継続を断念するケースがあった。 ○第4期対策について、集落への説明を行ったところ「5年以上継続して行われる農業生産活動」に対して心理的な負担になるとの意見が多くあった。第1期対策で60歳で参加した方も第4期対策終了時には80歳になり、制度自体の存続も危ぶまれる。 ○当該制度を行っている集落の代表者からも5年間以上の営農継続は高齢者が多い集落では厳しい要件だということを知っているため。 ○本市では現在、農業者等の高齢化が進んでいる。さらに、農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等における農業者不足は深刻な状況である。 当該制度では、交付金の返還の免責事由をはじめとする高齢者対策が充実しているものの、「5年以上継続して行われる農業生産活動等」という要件が、高齢者にとっては、営農を継続する上で心理的な障壁となっている。</p> <p>【支障事例】 中山間地域における農業生産の維持のため、一定のルールは必要であるが、耕作者の高齢化が進んでいる集落では、5年間の継続的な営農に自信がない者が、他の耕作者に迷惑をかけまいと協定から離脱していき、結果、集落単位で営農の継続を断念する事例が出てきている。 ○「5年以上継続して行われる農業生産活動等」という要件が、心理的な障壁となり、取組を断念する集落があった。 ○市町や集落代表者を対象とした中山間地域等直接支払制度の第4期対策のブロック別説明会等で、市町職員等から、「高齢化している一部の農業者の中から、5年間継続した農業生産活動が約束できないので第4期対策から集落協定から外れると言っている。協定面積が減って耕作放棄地が増える可能性があるので要件を緩和してほしい」との意見が出された。 ○平成27年度から始まる5年間の第4期対策について、新たに取組を始める集落も見られる。一方で、第1期対策から継続してきた集落協定の中には、5年間の期間の維持に自信がないとして取組をあきらめる事例が発生している。 ○当市においても、中山間地域の高齢化、後継者不足によりこの制度の要件である「5年間移譲継続して行われる農業生産活動」等が支障となり、第4期対策の参加が困難な集落や、高齢者が参加せず大幅に参加者が減少する集落が予想される。</p>	<p>回答欄(各府省)</p> <p>本制度の趣旨として、中山間地域の農地を維持していくためには、農業生産を一定のまとまりのある期間継続していただく必要があるとの考えから、5年間農業生産に係る活動を継続していただくことを交付金交付の要件としている。</p> <p>なお、農業生産活動が適切に実施されなかった場合の交付金の返還ルールについては、「農業者の病気、高齢等」により活動が困難となるケースは、既に交付金の返還が免除されているところである。 さらに、平成27年度からの第4期対策においては、現場でのより弾力的な対応が可能となるよう、返還免除となる事由の例示に、「家族の病気その他これらに類する事由」を明文で追加したところである。</p> <p>一方、中山間地域では、複数集落が連携して相互に協力しながら農業生産活動に取り組んだり、近隣集落が小規模・高齢化集落の活動を支援する等の体制づくりを進めることが必要と考えている。 このため、第4期対策において、高齢化や人口減少が著しい中、農業生産が継続できるよう、 ① 複数の集落が連携した活動体制づくり、 ② 近隣集落による小規模・高齢化集落の農業生産活動への支援 に対する加算措置等を講じており、引き続き、地域で活用していただけるよう、きめ細かな普及推進活動を行い、取組を推進してまいりたい。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係 府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
220	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	農地中間管理事業に おける出し手農家へ の支援制度の改善	農地中間管理機構への農地の 貸し出しについて、5年以上の貸 し出しでも交付対象とすることを 求める。	農地の出し手に対する支援(経営転換協力金及び耕作者集積協力金)については、10年以上の 利用権設定を交付対象としているが、高齢農家等は自分自身の健康や相続についての不安等か ら、10年間の農地の貸し出しをためらうことが多い。 このため、農地中間管理機構への農地の貸し出しを促進するためにも、5年以上の貸し出しでも 支援措置の対象とすることを求める。	農地集積・集約化対策 事業実施要綱別記2	農林水産省	京都府、大 阪府、兵庫 県、徳島 県、京都市	

<p style="text-align: center;">＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞</p>	<p style="text-align: center;">回答欄(各府省)</p>	
<p>宮城県、山形県 遊佐町、千葉県 銚子市、千葉県 横芝光町、長野県 安曇野市、静岡県 浜松市、静岡県 富士宮市、香川県、愛媛県 東温市、長崎県、長崎県 五島市、宮崎県 宮崎市、岐阜県、高知県</p>	<p>○農地の出し手に対する支援(経営転換協力金及び耕作者集積協力金)については、10年以上の利用権設定を交付対象としているが、高齢農家等は自分自身の健康や相続についての不安等から、10年間の農地の貸し出しをためらうことが多い。</p> <p>このため、農地中間管理機構への農地の貸し出しを促進するためにも、5年以上の貸し出しでも支援措置の対象とすることを求める。</p> <p>○農地の利用集積において、出し手は高齢であることを理由に、農地を貸借する際には3～5年を希望するものが多い。</p> <p>○【支障事例】</p> <p>10年以上の機構貸付を行わなければ経営転換協力金や耕作者集積協力金の対象にならないことから、短い年数での貸借を希望する場合は、協力金を諦めて基盤法や円滑化事業など他の貸借制度を利用せざるを得ない状況である。</p> <p>農地中間管理機構への貸付を促進するためには、こうした障壁を取り除く必要があると考える。</p> <p>【制度改正の具体的内容】</p> <p>5年以上の貸付を行えば協力金の対象となるようにする。</p> <p>○【支障事例】</p> <p>「借り手がどのような方か不明の状態での10年貸付するのには不安がある。期間が短くても協力金の対象として欲しい。」との要望がある。</p> <p>○農地の出し手のほとんどは高齢者が多く、農業経営基盤強化法での設定でも設定期間が3年～5年が多いため、10年以上の設定は負担となっている。</p> <p>○本県でも、農地所有者のなかでは、10年は長過ぎるとの声が挙がっており、機構への貸付を促進するため、期間要件を緩和する必要があると考えている。</p> <p>なお、本県においては、10年以上とされている貸付期間について、3年程度の期間も試用期間として単価調整を行うことで許容するなど、弾力的な運用を行うことを国に要望している(農林水産省への要望)。</p> <p>○農家の土地に対する権利意識は高いものがあり、10年の長期貸し付けについて抵抗があるとの意見がある。また、借り手においても、10年間耕作を続ける事に対する不安も聞かれる。</p> <p>契約期間については、他の貸借事業と同程度の柔軟性を持たせ、協力金の額で差別化を図る方が、事業の活用が進むのではないかとと思われる。</p> <p>○事業を実施している中で、現行の貸出期間10年以上は長いとの意見があっており、出し手に対する要件緩和は事業推進にとって有効であるため、同様の制度改正の必要性を感じている。</p> <p>○10年間は長い、10年後のことはわからないという声が聞かれる。5年間で協力金の交付対象となれば、今よりも貸出が進むと思われる。</p> <p>○本市においても、高齢化した農家にとって、10年以上の貸出しに対する不安の声が聞かれており、事業推進の支障となっている。</p> <p>○本県においても、高齢農家等で相続に対する不安等から、10年間の農地の貸付けをためらう事例がある(5市町)。</p> <p>○農地の出し手に対する支援(経営転換協力金及び耕作者集積協力金)については、10年以上の利用権設定を交付対象としているが、高齢農家等は自分自身の健康や相続についての不安等から、10年間の農地の貸し出しをためらうことが多い。また、本市では利用権設定等促進事業でも10年以上は少数である。このため、農地中間管理機構への農地の貸し出しを促進するためにも、5年以上の貸し出しでも支援措置の対象とすることを求める。</p>	<p style="text-align: center;">回答欄(各府省)</p> <p>1 農地中間管理機構は、機構が農地の出し手と受け手の間に入ることで相対では分散してしまう受け手の耕作農地をまとまりのある形にすることが重要な目的ですが、機構が農地の出し手から農地を借り受ける期間をできるだけ長期とすることにより、それを効果的に行うことが可能となります。</p> <p>2 このため、農地の出し手に対する支援措置である経営転換協力金及び耕作者集積協力金については、機構への長期の貸し付けを促すため、10年以上の貸付けを要件としているところです。</p> <p>3 また、補助事業により機構への貸付けを促す以上、より政策目的(機構にできるだけ長期間貸していただき、農地の集約化を効果的に行う)に則する貸付期間を設定する必要があります。農地の利用権の平均設定期間が7年(平成25年)であることを踏まえると、10年以上の貸付けを要件とすることは適当と考えており、この要件を緩和することは、適切ではないと考えています。</p> <p>4 なお、経営転換協力金や耕作者集積協力金の交付を受けるには、10年以上の貸付けが必要ですが、農地中間管理機構に貸し付けること自体は、10年未満も可能です。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係 府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
111	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	青年就農給付金の給 付要件の簡素化	<p>青年就農給付金(経営開始型)の給付要件の1つである「農地の所有権又は利用権を給付対象者が有していること。ただし、親族から貸借した農地が主である場合は、給付期間中に当該農地の所有権を給付対象者に移転することを確約すること。」について、親族から貸借した農地が主である場合の給付期間中に所有権移転することを確約することとしている要件を削除すること。</p>	<p>【支障事例】 農家の子供が親族から農地を借りて独立就農しようと考え、本給付金制度を利用しようとした場合、給付期間中に当該農地の所有権を移転することについて確約しなければならないこととなる。しかしながら、所有権移転に際しては贈与税等の負担が生じることから、給付金額よりも所有権移転に係る費用が多くかかることが想定され、所有権移転の確約を躊躇し、申請に至らないケースがある。</p> <p>【制度改正の必要性】 農業従事者の後継者不足が社会問題化している中、新規就農者を支援する目的で創設された制度であるにもかかわらず、実家が農家で親族名義の農地を利用して就農を開始しようとする者にとっては利用しにくい制度となっている。</p>	新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱(別記1)第5 2(1)イ(ア)	農林水産省	佐賀県	

<p style="text-align: center;">＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞</p>	<p style="text-align: center;">回答欄(各府省)</p>
<p>埼玉県 越谷市、長野県 安曇野市、静岡県 浜松市、愛知県 豊橋市、大阪府、鳥取県、山口県 宇部市、香川県 高松市、愛媛県 東温市、福岡県 久留米市、長崎県 五島市、宮崎県 宮崎市、岐阜県、高知県</p> <p>○【支障事例】 農家の子供が親元就農する際に、青年就農給付金を活用したいという相談があるが、給付期間中に農地の所有権を移転する確約をしなければならないため、申請に至らない場合が多い。</p> <p>【制度改正の必要性】 農業従事者の後継者不足を解消するために創設された制度であるにもかかわらず、実家が農家で親族名義の農地を利用して就農を開始しようとする者にとっては利用しにくい制度となっている。</p> <p>○【支障事例】 ・水稲単作農家の子供は現制度において経営継承だけでは対象とならないため、園芸部門だけを新規に始めることで申請を検討しているが、畑地の貸借は親族からのケースが多く所有権移転の確約を贈与税等を考慮してしまい申請を見送るケースがある。 ・米価の下落により水稲単作農家が主体の当市ではその経営を継承するだけでも十分なリスクを負うものと考えられるが、現在の要件では、その上さらに新規部門(園芸等)に取組むリスクを負うことが大きな負担となり申請を見送るケースがある。</p> <p>【制度改正の必要性】 ・高齢農家の後継者問題が深刻化している中で後継候補の第1人者である子供が経営継承に踏み切れない制度になってしまっている。</p> <p>○【支障事例】 本市においても、所有権移転を条件としていたため、青年就農給付金の申請まで至らないケースがあった。</p> <p>○提案内容と同様の支障事例あり 少なくとも経営リスク(親族と違う作目、経営形態など)を伴う場合の要件緩和が妥当と考える。また、要件緩和の際には、受給が可能な経営リスクの基準を明確に示して欲しい。</p> <p>○農地の名義人が亡くなっている場合など、相続人が多数になったり、相続人の間での関係性により、給付期間中に所有権移転の確約をすることが困難であるため、申請に至らなかった事例があり、親族名義の農地を利用して就農する者にとっては利用しにくい制度となっている。</p> <p>○青年就農給付金(経営開始型)の給付要件の1つである農地要件については、「親族から貸借した農地が主である場合は、給付期間中に当該農地の所有権を給付対象者に移転することを確約すること。」となっているが、給付金を受けた者がこの確約を果たせなかった場合は給付金を返還することとなり、混乱を招くことから、改正前の条件「親族から貸借した農地が主である場合は給付金の対象としない。」に戻してもらいたい。</p> <p>○農家の子供が親族から農地を借りて独立就農しようと考え、本給付金制度を利用しようとした場合、給付期間中に当該農地の所有権を移転することについて確約しなければならない。</p> <p>しかしながら、所有権移転に際しては贈与税等の負担が生じることから、給付金額よりも所有権移転に係る費用が多くなるのが想定され、所有権移転の確約を躊躇し、申請に至らないケースがある。</p> <p>○本事業は、農業の担い手として配慮されるべき農業後継者が、対象となりにくい事業である。</p> <p>そのうえで、農地の所有権移転に関しては、贈与税等の負担が生じること以外に、相続税等の問題があり、所有権の移転に踏み切れず、申請に至らなかったケースがある。</p> <p>○祖父が農業者、父が会社員である農家の後継者が就農する場合、相続問題が発生した事例もあり、農地の所有権移転を確約することは、農業後継者が給付金制度を利用する場合の障壁となっている。</p> <p>農業関係団体等から、農業後継者に青年就農給付金を給付する場合の農地要件の緩和に関する要望があり、県は、これまで国に対して、農地要件の緩和を要望している。</p> <p>○農家の後継者が親族から農地を借りて独立就農しようとする場合、青年就農給付金の要件の1つとして、給付期間中に当該農地の所有権を移転することの確約書をもらうこととなっている。</p> <p>しかしながら、後継者には兄弟がいることがほとんどであり、1人の子に土地の所有権を移転するとすると他の兄弟に了承を得る必要があるのが通常と考える。そうした場合、バラバラに生活している兄弟全員に了承を得て、所有権移転の確約書を取り付けることは容易ではなく、現行の要件は現実的ではない。</p>	<p>1 青年就農給付金(経営開始型)は、就農しても生計が安定しないことを理由に5年以内に離農する者が多いこと等を踏まえ、農業経営者になることについての強い意思を有しながらも、リスクを負って経営する独立・自営就農者を支援するものです。</p> <p>2 この考えのもと、事業創設時は、農地について、自ら所有する農地及び第三者から貸借した農地が過半であることを要件として、新規就農した農家子弟についても給付対象としていました。</p> <p>3 また、親族から貸借した農地が過半である農家子弟であっても、就農後間もないときに当該農地の所有権移転をする場合には、同様にリスクがあると考えられるため、平成25年度補正予算より、給付期間中に当該農地の所有権を移転することを確約することを要件として給付対象としたところ です。</p> <p>4 このような中、御指摘のように農地の所有権移転に係る要件を削除した場合には、親族から農地の過半を貸借した農家子弟について、その農地継承が担保されず、農地の所有権を有する親族を支援するのか、新規就農者を支援するのが明確でなくなり、リスクを負って経営する独立・自営就農者を支援するという本事業の趣旨に沿わなくなることから、当該要件の削除については応じかねます。</p> <p>5 なお、新規共同提案団体の支障事例にあるように、所有権移転を一律に求めることが困難な場合もあることから、平成26年度補正予算より、納税猶予を受けている親族(受贈者)が給付金受給者に対し、 ・ 特例付加年金の支給を受けるために使用貸借による権利の設定をしている場合(租税特別措置法第70条の4第6項) ・ 営農困難時貸付けによる権利の設定をしている場合(租税特別措置法第70条の4第22項) ・ 特定貸付けの特例を受けている場合(租税特別措置法第70条の4の2第1項) に該当すれば給付期間中の所有権移転を不要とする改正を行ったところです。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係 府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
237	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	「経営転換協力金」を 活用した農地の貸付 期間の要件緩和	農地所有者に対する支援措置 「経営転換協力金」を活用した場 合でも、農地所有者の意向や地 域の実情に応じた貸付期間(3 年又は5年)の設定を可能とす ること。	「農地中間管理機構」は、農業経営の規模拡大や農地の集約化などを目的に、平成26年度から農地所有者と担い手のマッチングによる農地集積に取り組んでいる。しかしながら、「農地中間管理機構」による農地の貸付・借受の公募状況は、「貸付希望面積」に対し、「借受希望面積」が多いアンバランスな状況となっている。また、農地の所有者からは「10年の貸付けが長い」という声が多く聞かれ、地域の担い手からも、「先行き不透明で、できれば3～5年くらいが適当」との意見がある。そこで、こうした実態を踏まえ、地域の実情に応じた制度運用による農地集積が可能となる制度とすることを求める。3～5年の設定で「経営転換協力金」活用が可能となれば、長期貸付けを不安に思う農地所有者からの貸付希望が増加し、担い手とのマッチングにより農地集積が促進されるものと考えられる。	農地集積・集約化対策 事業実施要綱(別紙 2)第5の2(1)	農林水産省	徳島県、京 都府、大阪 府、兵庫 県、香川 県、愛媛 県、高知 県、京都市	

<p style="text-align: center;">＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞</p>	<p style="text-align: center;">回答欄(各府省)</p>
<p>宮城県、長野県 安曇野市、静岡県 浜松市、愛知県 豊橋市、愛媛県 東温市、長崎県、長崎県 五島市、熊本県、宮崎県 宮崎市、岐阜県</p> <p>○【支障事例】 10年以上の機構貸付を行わなければ経営転換協力金や耕作者集積協力金の対象にならないことから、短い年数での貸付を希望する場合は、協力金を諦めて基盤法や円滑化事業など他の貸付制度を利用せざるを得ない状況である。 農地中間管理機構への貸付を促進するためには、こうした障壁を取り除く必要があると考える。</p> <p>【制度改正の具体的内容】 5年以上の貸付を行えば協力金の対象となるようにする。 ○当市におけるH26年度の農地中間管理事業の活用状況は、借受希望面積347haに対し貸付希望面積29haで、同様にアンバランスな状況となっている。</p> <p>○【支障事例】 「借り手がどのような方か不明の状態でも10年貸付するのには不安がある。期間が短くても協力金の対象として欲しい。」との要望がある。 ○農家の土地に対する権利意識は高いものがあり、10年の長期貸し付けについて抵抗があるとの意見がある。 また、借り手においても、10年間耕作を続ける事に対する不安も聞かれる。 契約期間については、他の貸付事業と同程度の柔軟性を持たせ、協力金の額で差別化を図る方が、事業の活用が進むのではないかとと思われる。 ○事業を実施している中で、現行の貸出期間10年以上は長いとの意見がっており、出相手に対する要件緩和は事業推進にとって有効であるため、同様の制度改正の必要性を感じている。</p> <p>○「農地中間管理機構」は、農業経営の規模拡大や農地の集約化などを目的に、平成26年度から農地所有者と担い手のマッチングによる農地集積に取り組んでいる。 しかしながら、「農地中間管理機構」による農地の貸付・借受の公募状況は、「貸付希望面積」に対し、「借受希望面積」が多いアンバランスな状況となっている。 また、農地の所有者からは「10年の貸付けが長い」という声が多く聞かれ、地域の担い手からも、「先行き不透明で、できれば3～5年くらいが適当」との意見がある。 3～5年の設定で「経営転換協力金」活用が可能となれば、長期貸付けを不安に思う農地所有者からの貸付希望が増加し、担い手とのマッチングにより農地集積が促進されるものと考えられる。</p> <p>○10年間は長い、10年後のことはわからないという声が聞かれる。5年間でも協力金の交付対象となれば、今よりも貸出が進むと思われる。 ○本市においても、高齢化した農家にとって、10年以上の貸出しに対する不安の声が聞かれており、事業推進の支障となっている。 ○本県でも、農地の所有者が10年の貸付けをためらう事例や、担い手が10年借りることに不安を感じ借り受けをためらう事例がある(2市町)。 ○農地中間管理事業を説明する際に、農地の所有者からは「10年の貸付けが長い」という事で事業の利用を取りやめる場合がある。また本市では利用権設定等促進事業においても10年以上は少数であり、こうした実態を踏まえ、地域の実情に応じた制度運用による農地集積が可能となる制度とすることを求める。3～5年の設定で「経営転換協力金」活用が可能となれば、長期貸付けを不安に思う農地所有者からの貸付希望が増加し、担い手とのマッチングにより農地集積が促進されるものと考えられる。</p>	<p>1 農地中間管理機構は、機構が農地の出し手と受け手の間に入ることで相対では分散してしまう受け手の耕作農地をまとまりのある形にすることが重要な目的ですが、機構が農地の出し手から農地を借り受ける期間をできるだけ長期とすることにより、それを効果的に行うことが可能となります。</p> <p>2 このため、農地の出し手に対する支援措置である経営転換協力金及び耕作者集積協力金については、機構への長期の貸し付けを促すため、10年以上の貸付けを要件としているところです。</p> <p>3 また、補助事業により機構への貸付けを促す以上、より政策目的(機構にできるだけ長期貸ししていただき、農地の集約化を効果的に行う)に則する貸付期間を設定する必要があります。農地の利用権の平均設定期間が7年(平成25年)であることを踏まえると、10年以上の貸付けを要件とすることは適当と考えており、この要件を緩和することは、適切ではないと考えています。</p> <p>4 なお、経営転換協力金や耕作者集積協力金の交付を受けるには、10年以上の貸付けが必要ですが、農地中間管理機構に貸し付けること自体は、10年未満も可能です。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係 府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
144	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	強い農業づくり交付金の 配分基準の見直し	強い農業づくり交付金は、配分 基準に基づき成果目標を設定 し、そのポイント上位から交付金 の割当が行われているが、新規 就農者や新規参入法人が取り組 む場合、現行の制度では現況値 ポイントの確保ができないため、 新規就農者等の取組について は、新たな類別の追加や優先枠 の設定、加算措置等、一定のポ イントが確保できるよう配分基準 の見直しをお願いしたい。	【具体的支障事例】 強い農業づくり交付金においては、「強い農業づくり交付金の配分基準」に基づく取組ポイントに 応じて都道府県への交付金の配分が行われているが、都道府県加算ポイントを含めても32ポイント が最高ポイントであるにも関わらず、H26当初については27ポイント、H27当初では31ポイント(31ポ イントについてもシェア配分)と非常に高い取組ポイント事業のみの配分。 配分基準は現況値ポイント(5ポイント)と目標値ポイント(10ポイント)からなっているが、新規参入 の場合は、現況値ポイントが取れないため、最高20ポイントに留まり、現行の制度では配分が困難 な状況。 ＜長崎県における新規就農者等にかかる要望状況＞ H26当初 新規参入法人:1法人、農業者の組織する団体:1団体(新規就農者3戸) H27当初 新規参入法人:1法人、農業者の組織する団体:2団体(新規就農者9戸) ※両年とも配分なし 【制度改正の内容】 新規就農者等の取組についても、一定のポイントが確保できるよう以下のような配分基準の見直し をお願いしたい。 ＜例＞ 新たな類別の追加:生産及び販売実績によらない「事前の農業研修の実施有無」や「新規就農者 数」等を基にした現況ポイントを新たに設ける。 重要施策(新規就農者の育成)に対する現況ポイント付与:穀類乾燥調整貯蔵施設の再編にかか る重点再編地区のように、都道府県の施策(新規就農者の育成)に沿った重要な取組については、 現況値5ポイントとする。 新規就農者等の取組に対する加算措置の設定:人・農地プランと同様に取組ポイントとは別に加 算措置を新たに設ける。	強い農業づくり交付金 の配分基準について 第1の2の(1)イ	農林水産省	長崎県	
150	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	畜産競争力強化対策 整備事業における繁 殖雌牛の導入支援の 補助要件の緩和	畜産競争力強化対策整備事業 における繁殖雌牛の導入支援に ついて、新規就農者以外の農家 についても支援の対象とすること で、より効率的に繁殖雌牛の増 頭を図ることができる制度として いただきたい。	【制度改正の必要性】 畜産競争力強化対策整備事業では、牛舎を整備する際に導入する繁殖雌牛の導入経費について は、新規参入者以外、補助対象となっていない。全国的に、高齢化等により繁殖農家の戸数及び 飼養頭数は減少傾向にあり、また、素畜価格の高騰等により繁殖用雌牛の導入が困難となってい る中で、効果的に肉用牛の頭数の増頭を実現するためには、既存の農家についても、繁殖雌牛導 入経費の補助対象とする必要がある。 【具体的な支障事例】 本県の支障事例として、生産者からは、新規就農者以外であっても、施設整備に伴い新たに繁殖 雌牛の導入が必要であるにもかかわらず、同事業が新規就農者に限って対象になっていることは 不平等であるとの声がある。また、市町からは、生産基盤が脆弱化している中、繁殖雌牛の増頭は 急務であるものの、同要件のため、本事業の活用が行いにくいとの声がある。	畜産競争力強化対策 整備事業実施要綱(別 表) 2 家畜の導入(生産局 長が別に定める新規 就農者等に限る。)	農林水産省	長崎県	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
花巻市、高松市、高知県、五島市、宮崎市	<p>○現行制度では新規就農者等が現況値ポイントを確保できないため、既存の就農者が確保できる現況値ポイントとの間に差が生まれ、合計すると現況値ポイントの分で下回ってしまう。新規就農者等と既存の就農者でポイントの確保に不平等が生じないような制度とすることで、新規就農者等が生産しやすい環境につながるものと考え。</p>	<p>本事業は、高い成果目標を設定し、かつ、現状でも優れた取組を行っている産地を優先して支援するものであるため、新規就農者が取組を行う場合においても、既存の農業者と一体的な成果目標及び現況値を設定することで、現状においてもポイントを確保することが可能である。</p> <p>また、平成28年度以降、産地として取組実績のない新規作物に取り組む場合において、都道府県が普及指導計画に位置付ける等のバックアップ体制を構築する場合、各県1地区に限り現況ポイントを加算できるよう配分基準を改正する方向で検討している。</p>
花巻市、五島市、宮崎県、宮崎市、岐阜県、高知県	<p>○全国的に頭数の減少に歯止めがかからないことから新規就農者以外の農家についても支援対象とすることで繁殖雌牛の増頭が図られ、今後の事務事業がスムーズに推進すると判断される。</p> <p>○提案内容と同じ意見であり必要性がある。施設整備等に伴い新たに繁殖雌の導入を行う事例が想定され、事業の対象が新規就農者に限られている点で活用がしにくい。</p> <p>○本事業を活用し、施設整備を計画していますが、導入経費が補助対象となっていない新規参入者以外においても増頭規模が大きく、子牛価格が高値で推移している中、導入経費が大きく経営を圧迫することが容易に想定されます。</p> <p>○既存農家から繁殖雌牛増頭意向はあるが事業が活用できないことへの不満の声がある。</p>	<p>平成27年度補正予算において、リース方式の施設整備を行う場合、新規就農の場合だけでなく、単に規模拡大する場合にも、家畜導入の支援を行うことができるよう事業を拡充することとし、所要の予算を確保したところである。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係 府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
152	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	国産粗飼料増産対策 事業のうち地域づくり 放牧推進事業の対象 要件の緩和	国産粗飼料増産対策事業のうち 地域づくり放牧推進事業におい て、農家が1戸でも支援が可能と なるよう緩和し、放牧の拡大に向 けた取組を推進していただきた い。	<p>【制度改正の必要性】 国産粗飼料増産対策事業のうち地域づくり放牧推進事業では、農業者の組織する団体等であることが事業主体の要件となっているが、全国的にも、畜産農家が分散している地域では、組織化が困難であり、本事業を活用できず、放牧に取り組むことができない。肉用牛生産の一方で、長崎県の単独事業においては、小規模の試行的な放牧に対して支援を行っているが、本格的に放牧を開始するにあたって、一戸では地域づくり放牧推進事業を活用できないため、放牧の拡大につながっていない実態がある。</p> <p>【具体的な支障事例】 本県は地理的に離島半島や中山間地域に囲まれ、事業を実施する上で必ずしも農業者3戸以上の生産集団を組めないケースが見られている。生産者からは、たとえ3戸以上の生産集団を作っても牛舎から離れていることなどから実用的でないとの声がある。また、左記の地理的条件により、市町担当者からは、要件を緩和しないと放牧事業が進まないなどの声がある。</p>	国産粗飼料増産対策 事業実施要領第3の3 の(1)	農林水産省	長崎県	
20	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	農林水産業振興に係 る決定権限の移譲(一 括交付金化)	関西圏の広域的な農林水産業 振興を図るため、国の各種補助 金を一括交付金として関西広域 連合へ交付することにより、各地 域の実情を踏まえた戦略的な支 援を行うことができる仕組みとし ることを求める。	<p>(提案にあたっての基本的な考え方) 関西における広域的な農林水産業振興について、関西が一体となって、自ら地域の特色を活かした農林水産業振興を強力に推し進めていくために、関西広域連合が各地域の現状や課題を踏まえて策定する広域振興計画をもとに、国の各種補助金を一括交付金というかたちで広域連合へ交付することにより、民間事業者等に対して戦略的に支援を行うことができる仕組みとすることを求める。</p> <p>(制度改正の必要性等) 地方創生において、地方が自ら地域の特色を活かした農林水産業振興を強力に推し進めていくためには、国は食料安全保障(検査、農家の所得保障、農地確保等)の観点から全国的な統一性を必要とする政策課題について、基本的な制度設計を行うなどの役割にとどめ、具体的な農業振興策は、大きく地方の裁量に委ね、より地域毎の個性を活かした効果的な農業政策を推進できるようにすべきである。 関西広域連合においては、関西における広域的な農林水産業振興について構成府県・指定都市と一体となって取組を進めているところであり、広域連合において策定する広域振興計画をもとに、国の各種補助金を一括交付金というかたちで広域連合へ交付することにより、圏域内における地域の実情を踏まえた戦略的な支援を行うことで、より効果的な農林水産業振興の推進が可能となる。 また、国が民間事業者等に直接交付している補助金等は、事業毎に細分化されており、また、毎年度、事業の改廃があるため、民間事業者にとって分かりづらく、使い勝手の悪い制度となっている。</p>	例) ・農村漁村6次産業化 対策事業補助金(医福 食農連携推進環境整 備事業) ・農林水産業ロボット 技術活用推進事業費 補助金(先端ロボットな どの革新的技術の開 発・普及) ・農村集落活性化支援 事業補助金 ・都市農村共生・対流 総合対策交付金 等	農林水産省	関西広域連 合、 (共同提案) 滋賀県、京 都府、大阪 府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取 県、徳島県	参考資料あり

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
花巻市	<p>○本事業の事業実施主体の要件が、農業者3戸以上で構成される農業団体とされているが、畜産農家が減少傾向にある中で、事業要件を緩和することで本事業に取り組みやすくなると判断される。</p>	<p>特定の個人の資産形成に資するような国費による助成は好ましくないため、3戸以上の農業者の組織する団体が事業実施主体となることを要件としているところである。 なお、3戸以上の農業者の組織する団体については、全て畜産農家である必要はなく、耕種農家等が農地の出し手となるなどして構成員となることも可能であるのでご検討いただきたい。</p>
		<p>地域の特性に応じた多様な農業が営まれている中であって、各地域の農業の持続的な発展や農村の振興を図るとともに、食料の安定供給の確保等を実現するためには、各種施策を講じる必要。</p> <p>このため、農林水産業の各分野にわたってきめ細やかな各種の事業を措置し、地域の創意工夫や判断に応じた取組を支援するとともに、政策体系に基づき設定した政策目標の達成に取り組んでいる。</p> <p>こうした中、御提案の一括交付金については、各分野にわたる施策が確実に行われるようにする観点から28年度農林水産予算で措置していないが、その編成に当たっては現場のニーズを踏まえ、事業者が活用しやすくなるよう見直しを行った。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係 府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
304	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	農山漁村地域整備交 付金の採択要件の緩和	都市農業の振興、都市近郊農地 の保全のための農山漁村地域 整備交付金(水利施設整備事業 地域農業水利施設保全型)の事 業採択要件の緩和 <受益面積要件の緩和> 〔現行〕10ha以上(農振農用地) 〔提案〕5ha以上かつ農振法や都 市農業振興基本法等に鑑み、条 例等で特に保全することを定め ている農地	【制度改正の背景】 大阪府では、大阪府都市農業・農空間条例(H20.4施行)に基づき、都市農業の推進、農空間の公 益的機能確保のため、保全すべき農地として農空間保全地域を指定(農振農用地、調整区域内集 団農地、生産緑地)。 農林水産省補助事業「農山漁村地域整備交付金(水利施設整備事業)」の採択要件は、①農業振 興地域農用地②受益面積が10ha以上という①②双方を満たすことであり、市街化調整区域や市街 化区域内の生産緑地を受益地とする農地は同交付金の対象とならない。 したがって、市街化調整区域や市街化区域内の農地についても同交付金の対象となるよう、採択 要件の緩和を求めるものである。 【支障事例】 大阪府では、昭和40年以降、河川改修により改築された農業用井堰(ゴム堰)の老朽化が著しく、 大規模更新が迫られている。※河川改修に伴い更新されたゴム堰数:約100箇所 しかしながら、大阪府内の農地は前記のとおり、多くの地域が同交付金の採択要件を満たさないこ とから、ゴム堰の更新についても同交付金の対象外となり、都市農業を支える基幹施設の更新が できない状況。 ゴム堰は全国的にも施工例があり、このままでは、都市農業はもとより、都市近郊において多面的 機能を発揮する農地の保全が懸念。 なお、ゴム堰本体の損傷箇所が水が流入し、袋体の排気ができず堰が倒伏できなかった事例もあ り、施設の安全性はもとより、治水上のリスクが懸念され、地域の安全性にも影響を及ぼす可能性 もある。 【制度改正の必要性】 都市農業の振興、多面的機能を有する都市近郊農地を保全していくためには、提案の制度緩和が 必要と考えている。	農山漁村地域整備整 備交付金実施要綱、 要領別紙4-1第4の 8の(4)及び都市農業 振興基本法第4条等	農林水産省	大阪府、和 歌山県	
278	B 地方 に対する規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	治山事業に関する採 択基準の緩和につい て	治山事業に関する国庫補助制度 の採択要件について、河川の上 流域において崩落があった場 合、下流で橋梁部に流木等が閉 塞し河川氾濫を起こることがあ るため ①1、2級河川以外の流域で事 業を実施する場合でも、保全対 象人家の要件を見直すこと ②復旧整備に係る事業費要件 を事業費7千万円以上 → 3千 万円以上に緩和すること	【提案の経緯・事情変更】 兵庫県では、安全安心な県土づくりをめざし県の第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画(平 成26~30年度)を策定し、治山事業を推進している。 【支障事例等】 本県の丹波を襲った平成26年8月豪雨災害では、流木被害の恐れの高い溪流において、事業費 が国採択基準を満たさない小規模崩壊でも、谷出口から2km以上離れた下流で橋梁部に流木が 閉塞し、溢水被害を及ぼした。国採択基準を満たさない箇所については県単独事業で対応(第2次 山地防災・土砂災害対策5箇年計画では194カ所)している。近年、短時間に局所的な豪雨などによ る風水害が相次いでいることから、災害発生への恐れのある未着手の山地災害危険地区において治 山事業の着実な推進が求められている。 【効果・必要性】 国の採択基準の緩和により、小規模な危険箇所に対応でき、被害の未然防止や拡大を防ぐこと ができる。	林野庁長官通達16林 整治第2317号	農林水産省(林野庁)	兵庫県、滋 賀県、京都 府、大阪 府、和歌山 県、鳥取 県、徳島 県、関西広 域連合	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)									
	<p>○一級河川内に農業用井堰が約1300箇所あり（内、約130箇所がゴム堰）、それらの多くは受益面積10ha以下と小さい。</p>	<p>農業用排水施設の機能の安定的な発揮のための補修・更新を実施する事業については、施設の長寿命化を図り、もって農業生産性の維持及び農業経営の安定を図るものであり、原則として農用地区域内で行うこととしている。しかし、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を農用地区域に編入いただくことにより、農山漁村地域整備交付金(水利施設整備事業地域農業水利施設保全型)も実施可能である。</p> <p>なお、面積要件の緩和については、国と地方の役割分担の観点から、現状のとおりとなっていることをご理解いただきたい。</p> <p>一方、都市農業振興基本法に基づく具体的施策については、同法に基づく基本計画の策定を踏まえて行う制度や施策の整理の過程で検討することとしている。</p>									
鹿角市、佐賀県、宮崎市	<p>○平成25年8月の時間雨量100mmを超える猛烈な豪雨により、山腹崩壊の発生や溪流からの大量の土砂流出が発生した。国の採択基準の緩和により、小規模な危険箇所を県営治山事業で対応可能となることにより、被害の未然防止や拡大を防ぎ、市民福祉の向上に効果があると考えられる。</p> <p>○本県の豪雨災害等の復旧整備に係る事業費が国採択基準（7千万以上）を満たさない場合は、県単独事業（溪流等県土保全緊急対策事業）により対応している。近年、記録的な豪雨災害が相次いでいることから、災害発生への恐れのある未着手の山地災害危険地区においては、治山事業の着実な推進が求められている。</p> <p>【県単独事業対応状況】</p> <table border="0"> <tr> <td>H 2 5</td> <td>2箇所</td> <td>4 3百万円</td> </tr> <tr> <td>H 2 6</td> <td>6箇所</td> <td>1 8 1百万円</td> </tr> <tr> <td>H 2 7</td> <td>1 2箇所</td> <td>2 8 5百万円</td> </tr> </table>	H 2 5	2箇所	4 3百万円	H 2 6	6箇所	1 8 1百万円	H 2 7	1 2箇所	2 8 5百万円	<p>補助治山事業の採択基準は、国が国庫負担を行う際の緊急性・公共性確保の観点から、国と都道府県との適切な役割分担を踏まえて設定されたものであり、保全対象の人家戸数の見直しや事業費要件の緩和は現時点では困難である。なお、荒廃山地の復旧等を実施する補助治山事業においては、人家だけではなく、1級河川及び2級河川上流の地域は全域が補助の対象となり得るほか、その他の地域においても、主要公共施設（学校、官公署、病院、鉄道、道路、港湾等）、農地、避難経路等が保全対象に含まれる場合には要件を満たすこととしているので、これらの保全対象の配置状況や被災状況も踏まえ、御対応頂きたい。</p>
H 2 5	2箇所	4 3百万円									
H 2 6	6箇所	1 8 1百万円									
H 2 7	1 2箇所	2 8 5百万円									

経済産業省（関係府省における予算編成過程での検討を求める提案）

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
19	B 地方に 対する規 制緩和	産業振興	産業振興に係る決定 権限の移譲(一括交 付金化)	<p>関西圏の広域的な産業振興を図るため、国の各種補助金を一括交付金として関西広域連合へ交付することにより、地域の実情を踏まえた戦略的な支援を行うことができる仕組みとすることを求める。</p> <p>(提案にあたっての基本的な考え方) 関西における広域的な産業振興について、関西が一体となって、自ら地域の特色を活かした産業振興を強力に推し進めていくために、関西広域連合が各地域の現状や課題を踏まえて策定する広域振興計画をもとに、国の各種補助金を一括交付金というかたちで広域連合へ交付することにより、民間事業者等に対して戦略的に支援を行うことができる仕組みとすることを求める。</p> <p>(制度改正の必要性等) 地方創生において、地方が自ら地域の特色を活かした産業振興を強力に推し進めていくためには、産業振興における国の役割を国家的成長戦略の策定や高度な基礎研究の推進などにとどめ、広域自治体が圏域全体の統一的な成長戦略を自律的に策定し、それに基づき総合的かつ一体的な施策を展開すべきである。</p> <p>関西広域連合においては、関西における広域的な産業振興について構成府県・指定都市と一体となって取組を進めているところであり、広域連合において策定する広域振興計画をもとに、国の各種補助金を一括交付金というかたちで広域連合へ交付することにより、圏域内における地域の実情を踏まえた戦略的な支援を行うことで、より効果的な産業振興の推進が可能となる。</p> <p>また、国が民間事業者等に直接交付している補助金等は、事業毎に細分化されており、また、毎年度、事業の改廃があるため、民間事業者にとって分かりづらく、使い勝手の悪い制度となっている。</p>	<p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統的工芸品産業支援補助金 ・新地域新成長産業創出促進事業費補助金 ・中小企業・小規模事業者人材対策事業に係る補助金 ・創業・第二創業促進補助金 ・ふるさと名物応援事業補助金 等 	経済産業省	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	参考資料(関西における広域的な産業振興・農林水産業振興のための戦略的支援施策の決定権限)	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	回答欄(各府省)
	<p>経済産業省所管の各種補助金を一括交付金として関西広域連合へ交付することはせず、引き続き、国で実施することが適切と考えている。「対象と考えられる補助金」として挙げられている各事業における理由は以下のとおり。</p> <p>(伝統的工芸品産業支援補助金) 当該補助金の交付金化については、伝統的工芸品が都道府県／市町村をまたいで指定されているケースがあることや、関西圏を越える形で異なる都道府県／市町村に所在する事業者が連携して実施する事業計画も数多くあることから、引き続き国による補助金交付を行うことが適当である。</p> <p>(新興市場開拓人材育成支援事業費補助金) 当該事業は、日本企業の市場開拓及び相手国の経済発展の同時達成を目的として、新興国の現地産業人材に対する研修や専門家派遣指導に必要となる経費の一部を補助するものであり、地域の特色を活かした産業振興という目的とは異なる。事業者の選定にあたっては、インフラ、環境・エネルギー、医療等の政策的に重要な分野を重点分野とし、外部有識者による第三者委員会において審査を実施。こうした観点で地域差をもたせず公平な審査を行うためには国による実施が必要不可欠。</p> <p>(戦略産業支援基盤整備事業費) 本補助金は、平成28年度の予算要求は行っていない。</p> <p>(中小企業・小規模事業者人材対策事業費) 経営資源の乏しい地域中小企業・小規模事業者にとって、人材確保は極めて厳しい課題。このため、全国の地域中小企業・小規模事業者が人材を確保できるよう本補助金により支援を行っている。平成27年度予算では、U/Iターン人材を地域の中小企業・小規模事業者に対し、発掘・紹介する事業を行っており、都市部の人材が、人材確保を要する地域中小企業・小規模事業者へ還流するように、人材の地域間移動を全国的・総合的に考えて事業を行っている。例えば大阪の人材を、九州の中小企業・小規模事業者に紹介する魅力発信イベントの実施といった事業も本補助金の対象に含まれる。そのため、国として総合的に事業を行う必要がある。 なお、本補助金は、中小企業に対して直接補助金を交付するものではなく、国が目指す方向性に沿って中小企業の人材確保支援を行う民間事業者等に対して補助を行うもの。また、平成28年度からは、補助金ではなく委託事業として実施することとしている。</p> <p>(創業・第二創業促進事業費) 「日本再興戦略－JAPAN is BACK」(平成25年6月14日閣議決定)において、「我が国の起業・創業を大幅に増加させ、開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%)になることを目指す」としている。開業率・廃業率10%の目標を達成するため、本事業は、産業競争力強化法(平成25年12月11日法律第98号)の規定に基づき創業支援事業計画を作成し、国の認定を受けた市区町村において、新たに創業を行う者等を対象にその創業・第二創業に要する経費の一部を補助する事業であり、産業競争力強化法において「特に創業の促進に寄与する」と規定される支援事業を受ける等のモデル性の高い取組を全国レベルで選定し、広く全国に周知、普及を図るもの。平成27年度の支援件数は計775件、平成28年度の支援件数は計120件程度を予定しており、仮に自治体に本事業の執行を移譲した場合、1自治体あたりの支援件数は少なくなるため、十分な政策効果が得られない可能性が高い。従って、全国的視野に立って引き続き国が支援を行うことが効果的かつ効率的である。 なお、国と都道府県の連携強化を図るため、「平成27年度地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年12月22日閣議決定)に従い、都道府県の担当者が地域審査会に参加できること、申請案件について受付後可能な限り速やかに都道府県に共有すること、及び公募に当たって都道府県の窓口において相談対応を可能とすることについて、地方公共団体に平成27年度中に通知することとしている。</p> <p>(ふるさと名物応援事業費) 本事業は、地域経済の活性化を通じた我が国経済の持続的成長を達成するため、地域経済への波及効果をもたらすモデル的産業を全国レベルで選定し、広く全国に周知、普及を図るもの。地域経済への波及効果を評価するに当たっては、全国や海外に及ぶ域外需要を取り込めるか、という全国的な視点が必要である。また、平成27年度の支援件数は計272件であり、仮に自治体に本事業の執行を移譲した場合、1自治体あたりの支援件数は少なくなるため、全国的視野に立って引き続き国が支援を行うことが効果的かつ効率的である。 なお、国と都道府県の連携強化を図るため、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)に従い、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行っている。加えて、地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する補助については、都道府県が自ら支援を行う案件を優先的に採択するなどの措置を講じている。</p> <p>(革新的ものづくり産業創出連携促進事業費) 本事業は、中小ものづくり高度化法「特定研究開発等計画」の認定を受けた事業者によるもの。中小ものづくり高度化法は、中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講ずることで、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り、我が国の製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を目的としており、地域経済のニーズを超えて、国民経済全体の発展を図るものである。このため、引き続き、国が全国的視点に立って実施することが適当である。</p> <p>(商業・サービス競争力強化連携支援事業費) 本事業は、新事業活動促進法「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定を受けた事業者によるもの。新事業活動促進法における異分野連携新事業分野開拓計画は、異分野の中小企業者が有機的に連携し、互いの有するノウハウ・技術等を活用することで、両者の有する強みを発揮した新たな事業分野の開拓を図ることを目的としており、この目的を実現するためには、都道府県域を超えた全国的視点で連携先を見つけることが必要であり、認定案件の2/3以上は異なる都道府県の事業者の連携である。 本事業は、本法の認定を受けた事業者を対象としており、全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業を横展開することが必要。このため、引き続き、国が実施することが適当である。</p> <p>(小規模事業者等人材・支援人材育成事業費) 本事業で実施する、商工会・商工会議所の経営指導員に対する研修については、経営指導の能力向上を目的に、法律や制度の背景、趣旨についての講義も設けるなど、国が全国的視点の下にカリキュラムの構成にも関与し実施しているもの。各地域ごとに実施している類似の研修事業とは性質を異にするものであり、引き続き、国が実施することが適当である。</p> <p>(JAPANブランド育成支援事業費) 本事業は、地域産品の強みを活かし、海外市場の獲得を目指す中小企業・小規模事業者の取組を推進する観点から、モデル性の高い取組を全国レベルで選定し、広く全国に周知、普及を図るもの。平成27年度の支援件数は計96件であり、仮に自治体に本事業の執行を移譲した場合、1自治体あたりの支援件数は少なくなるため、行政効率の観点から著しく非効率である。また、各自体にとって、少ない支援件数では海外展開支援のノウハウが蓄積し難いため、全国的視野に立って引き続き国が支援を行うことが効果的かつ効率的である。 なお、国と都道府県の連携強化を図るため、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)に従い、都道府県に対し、事業実施主体から提出された補助金事業計画に係る情報提供を行うとともに、当該計画について意見聴取を行っている。</p> <p>(下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金) 下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金は、下請中小企業振興法の法認定を受けた事業計画の下で、2者以上の下請事業者が連携して新たな取引先の開拓を図る事業等を支援するものであり、下請中小企業の新たなビジネスモデルとなる事業を全国的な視点から、法律に基づく認定及び補助金の採択を行っているところ。また、採択事例としても、関西圏を越える形で異なる都道府県／市町村に所在する事業者が連携して実施する事業計画もあることから、引き続き国による補助金交付を行うことが適当である。</p>

国土交通省（関係府省における予算編成過程での検討を求める提案）

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
69	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建築	社会資本整備総合交付金制度の運用改善	公共工事の発注時期の平準化のため、社会資本整備総合交付金について年度を跨いだ事業執行が可能となるよう、ゼロ国債の設定や交付決定前の事業着手承認等の交付金制度の運用改善を提案する。	<p>【提案理由・権限移譲の必要性】</p> <p>平成22年度創設の社会資本整備総合交付金事業(以下「交付金事業」という。)は、個別補助金と比べ自由度が高く、創意工夫を生かせるというメリットがある一方、ゼロ国債の設定がなくなったことから年度境(端境期)の工事量確保に苦慮している。</p> <p>昨年改正の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では、計画的な発注・適切な工期設定が発注者の責務として定められ、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(平成26年9月30日閣議決定)等では、発注者は債務負担行為の積極的活用等により発注・施工時期の平準化に努めることとされた。国直轄事業におけるゼロ国債の対象事業を舗装工事等にも拡充して発注時期の平準化に取り組むこととされたように、交付金事業についても年度を跨いだ事業執行が必要である。</p> <p>【具体的な支障事例】</p> <p>交付金事業の執行では、国からの内示後速やかに箇所付けを行い早期事業着手に努めているが、一般競争入札では実際に契約できるのは早くとも5月下旬頃となり年度初旬に公共工事の端境期が生じている。本県では平成27年度予算から単独事業でのゼロ県債の額を従来までの約1.5倍に増額し春先の工事量確保に努めているが、県単独事業での対応には限界がある。</p> <p>【期待される効果】</p> <p>地方公共団体の公共工事の大部分を占める交付金事業において年度を跨いだ事業執行が可能となれば、国と地方を挙げた発注時期の平準化が可能となり、計画的な発注と適切な工期設定による公共工事の品質確保や担い手の確保、入札契約の適正化などについて、改善・促進が期待される。</p> <p>(追加の支障事例)</p> <p>積雪による制約のほか、日本海側特有の冬季風浪の影響により、冬季における海岸・港湾工事の施工に制約を受け、十分な工期の確保が困難な状況となっている。また、社会資本整備事業におけるゼロ国債制度の創設は、公共工事の発注時期の平準化の推進のためにも必要と考える。”</p>	<p>財政法第15条、第26条</p> <p>社会資本整備総合交付金交付要綱</p>	<p>国土交通省</p> <p>財務省</p>	富山県	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	回答欄(各府省)
<p>北海道、置戸町、花巻市、横手市、埼玉県、相模原市、新潟県、上越市、砺波市、野々市市、豊橋市、春日井市、城陽市、奥出雲町、熊本県、都城市、栃木県、高知県</p> <p>○冬期の気象条件が厳しい北海道において、建設工事の品質確保や円滑な施工を確保するためには、ゼロ国債のように年度開始前に入札・契約を行うことが有効であり、交付金事業においても適用可能となるよう、柔軟な予算執行の制度を創設すること。</p> <p>○【支障事例】社会資本整備総合交付金の交付決定時期が5～6月であるため、年度当初から工事着工ができない。</p> <p>【効果】年度当初から工事着工が可能になれば、工事量の年間の平準化が図られる。”</p> <p>○当市は積雪寒冷地であり、積雪による施工期間の制約、冬季の施工時の遅れなどにより事業の実施に対し弊害があるので、年度を跨いだ事業執行が可能となれば計画的な発注や適切な工期設定等が出来る。</p> <p>○公共事業の円滑な施工確保対策として、公共事業発注方針を定めている。方針において、公共工事の発注計画を立案し、年間を通じて計画的かつ迅速な執行に努めることとしている。計画策定に当たっては、平成26年度内に平成27年度の計画を策定するなどして切れ目のない執行に努めることとしている。しかし、提案にある通り交付金事業の執行に当たっては年度当初の交付申請や交付決定を受けてからの発注となることから早期の事業着手が困難となっている。交付金事業においてもゼロ国債制度が活用可能となれば、より積極的な端境期対策が可能となり、不調不落対策や繰越額の縮減といった相乗効果が期待できる。</p> <p>○積雪寒冷地においては、冬期の施工期間が制限されることから、所要の施工期間を確保するためには早期着手が必要であり、融雪直後に工事着手に取り組むことが重要である。このことから、社会資本整備総合交付金交付申請等要領において、国庫債務負担の特例規定はあるものの、実質的には適用が困難な状況にあるため、交付決定前の前年度中に着工できるよう、社会資本総合整備事業においても、通常補助事業と同様に国庫債務負担行為を適用すべきである。</p> <p>【支障事例】 現行の交付金制度では、交付決定後の契約手続となるため、比較的天候が安定している第一四半期の早い段階で工事に着手できないなど、効率的な工事施工や整備効果の早期発現に支障が生じている。</p> <p>○【支障事例】積雪寒冷地の実質的な施工期間は、冬期間の掘削規制によって、年間7カ月程度と短い。加えて、交付決定までの国の事務処理期間、河川関連工事における出水期や観光地における観光ピーク時の工期規制によって、さらに短縮される状況にある。以上の影響により、発注量の一定時期への集中に伴う入札不調、及び、適切な工期設定ができないことによる品質不良、並びに予算繰越の形骸化など、様々な支障が生じている。また、無駄のない国費執行のためには、早期発注が特に重要であり、事業費確定の遅延は、他事業の予算にまで影響を及ぼすなど、悪循環の状態を引き起こす。</p> <p>【制度改正の効果】ゼロ国債制度(国庫債務負担行為)の創設により、国庫補助事業の早期執行ができる。物理的な工事期間を確保し、適切な工期設定による計画的な発注を行うことにより、公共工事の品質が確保され、加えて、地域の下支え効果が期待される。また、早期発注による事業費確定により、計画的かつ健全な国費執行が可能となる。</p> <p>○【支障事例・必要性】・積雪寒冷地である当市では、降雪期となる冬期間(12月～3月)は公共下水道事業など道路下を掘る作業ができません。また、交付申請や入札等の手続き、ガス水道管の補償工事等を入れると、実質2～3ヶ月の工事期間がしかありません。この中において、予算の単年度主義から、繰越を極力抑える方針であり、事業が進まない状況となっている。これまでも早期の着工に取り組んでいるところであるが、発注・施工時期が平準化され、公共工事の品質確保や担い手の確保、入札契約の適正化などについて、改善・促進が期待される「ゼロ国債」の設定が必要と考える。</p> <p>○交付決定を受けてからの事業となり、早期事業着手に努めても冬期間はアスファルト舗装ができない等の制約から、どうしても年度末に工事の竣工が集中してしまう。品確法にも示されたように、工事の発注時期の平準化は国全体で実施しなければ意味がないことである。</p> <p>○提案県同様、国からの内示後、速やかな事業着手に努めているが、入札を行い実際に契約できるのは5月下旬頃となってしまう。もし年度を跨いだ事業執行や、年度当初からの着手が可能となれば、工事等の発注時期の平準化を図ることができる。また、端境期が解消されれば、その分事業進捗を図ることができる。</p> <p>○橋梁修繕を行う際、河川管理者より濁水期での施工のみ認められるため、事業としては繰越をする必要が出てきてしまう。交付金事業において、年度を跨いだ事業執行が可能となれば、繰越申請による手間が省けるし、事業執行の柔軟性が出てくることにより、事業効率化が図れる。</p> <p>○交付金事業については単年度決算を基本として事業工程を組んでいるものの、事業実施において債務負担を必要とする場合があり、年度末での翌債承認により次年度へ事業繰越が必要となる。</p> <p>○平準化に向けた取組みとして、単県事業でゼロ国債の設定や繰越制度の適切な活用などを通じて発注・施工の平準化に取り組んでいる。しかし、地方公共団体における予算の大半を占める交付金事業において、ゼロ国債制度が運用されていないため、現状では平準化対策が十分にできない状況である。このため、補助事業におけるゼロ国債の積極的な活用と併せ、交付金事業においては、補助事業のゼロ国債に準じた取扱い等の交付金制度の運用拡大が必要である。</p> <p>○現行の交付金制度では、年度当初の認可手続き等に時間を要するため、第1四半期の事業執行量が少なく、品確法等の改正を踏まえた「発注時期・施工時期の平準化」に支障を及ぼす。また、港湾事業の海上工事では、台風や冬期波浪等による影響を受けることから、発注が遅れると年度当初の施工適期を逃し、年度内の工事完了に支障を及ぼす。このような支障を回避するためにも年度早期の事業執行が可能となるようなゼロ国債制度等の創設は必要である。</p>	<p>回答欄(各府省)</p> <p>○ ご提案のあった社会資本整備総合交付金事業の「国庫債務負担行為」の活用については、本交付金が社会資本総合整備計画に対して交付した交付金を、計画策定主体である地方公共団体が計画に位置づけられた各事業に自由に充当できる制度であるため、事業箇所の特定が必要な国庫債務負担行為を活用することが難しい面がある。</p> <p>○ 一方、社会資本整備総合交付金では、地方公共団体の事業進捗等に応じ、計画内の他事業へ国費を流用することが可能であり、例えば、翌年度に予定している事業の一部を前倒し、地方公共団体において債務負担行為を設定の上、二箇年にわたり事業を実施することとし、当該年度に実施する事業分について流用した国費を充てることも可能。</p> <p>○ こうした制度を活用し、施行時期の平準化に取り組まれている地方公共団体も存在すると承知している。</p> <p>○ 地方公共団体等からの要望を踏まえながら、引き続き制度の改善に努めて参りたい。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
85	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	社会資本総合整備事業におけるゼロ国債制度の創設	<p>国土交通省所管の社会資本総合整備事業(交付金事業)は、地方のインフラ整備を支援する中心的事業になっているが、これまでは国庫債務負担行為の設定が行われていない状況にある。このため、積雪寒冷地では、発注が遅れ年度当初の施工適期を逃すなどの弊害があることから、社会資本総合整備事業において、簡易な手続により、年度を跨いだ事業執行が可能となるようなゼロ国債制度の創設を求めるものである。</p>	<p>【制度の状況】 国土交通省所管の社会資本総合整備事業(交付金事業)は、地方のインフラ整備を支援する中心的事業になっているが、これまでは国庫債務負担行為の設定が行われていない状況にある。</p> <p>【支障事例】 積雪寒冷地では、積雪による施工期間の制約に加え、冬季の施工時間は日照時間や除雪作業等の影響を受けることから、発注が遅れ年度当初の施工適期を逃すなどの弊害がある。雪解け直後の工事着工を促進することが効率的かつ品質の高い社会資本整備にとって重要である。</p> <p>【制度改正の必要性】【懸念の解消策】 社会資本総合整備事業において、簡易な手続により、年度を跨いだ事業執行が可能となるようなゼロ国債制度の創設を求める。例えば、このゼロ国債を活用して発注する整備計画上の工事については、予算単年度事業と同様に扱い、特別な整備計画上の変更記載等は要しないなど、交付要綱等にゼロ国債事業を単年度事業と同様に扱うことを明記する。</p>	<p>財政法第15条、第26条 社会資本整備総合交付金交付要綱</p>	<p>国土交通省 財務省</p>	<p>秋田県</p>	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	回答欄(各府省)
<p>北海道、置戸町、花巻市、能代市、横手市、鹿角市、埼玉県、相模原市、新潟県、上越市、野々市市、奥出雲町、栃木県</p> <p>○冬期の気象条件が厳しい北海道において、建設工事の品質確保や円滑な施工を確保するためには、ゼロ国債のように年度開始前に入札・契約を行うことが有効であり、交付金事業においても適用可能となるよう、柔軟な予算執行の制度を創設すること。</p> <p>○【支障事例】社会資本整備総合交付金の交付決定時期が5～6月であるため、年度当初から工事着手ができない。</p> <p>【効果】年度当初から工事着手が可能になれば、工事量の年間の平準化が図られる。</p> <p>○下水道事業における交付金交付決定は、通常、5月下旬頃となっている。さらに、全体設計承認(工事が2カ年以上またがる場合承認が必要)を必要とする場合は、さらに1カ月必要となっている。したがって、その後の契約の手続き、契約後の準備期間等を考慮すると、早くも8月中旬からの工事着手になり、工期の半分以上が、冬期間の施工で、品質確保等に苦慮している。また、道路事業では、ゼロ国債制度が創設されれば、雪解け後速やかに工事着手することができるため、共同提案したい。</p> <p>○積雪寒冷地であり、積雪による施工期間の制約、冬季の施工時の遅れなどにより事業の実施に対し弊害がある。</p> <p>○公共事業の円滑な施工確保対策として、公共事業発注方針を定めている。方針において、公共工事の発注計画を立案し、年間を通じて計画的かつ迅速な執行に努めることとしている。計画策定に当たっては、平成26年度内に平成27年度の計画を策定するなどして切れ目のない執行に努めることとしている。しかし、提案にある通り交付金事業の執行に当たっては年度当初の交付申請や交付決定を受けてからの発注となることから早期の事業着手が困難となっている。交付金事業においてもゼロ国債制度が活用可能となれば、より積極的な端境期対策が可能となり、不調不落対策や繰越額の縮減といった相乗効果が期待できる。</p> <p>○積雪寒冷地においては、冬季の施工期間が制限されることから、所要の施工期間を確保するためには早期着手が必要であり、融雪直後に工事着手に取り組むことが重要である。このことから、社会資本整備総合交付金交付申請等要領において、国庫債務負担の特例規定はあるものの、実質的には適用が困難な状況にあるため、交付決定前の前年度中に着工できるよう、社会資本総合整備事業においても、通常補助事業と同様に国庫債務負担行為を適用すべきである。</p> <p>【支障事例】現行の交付金制度では、交付決定後の契約手続となるため、比較的天候が安定している第一四半期の早い段階で工事に着手できないなど、効率的な工事施工や整備効果の早期発現に支障が生じている。</p> <p>○【支障事例】積雪寒冷地域の実質的な施工期間は、冬期間の掘削規制によって、年間7カ月程度と短い。加えて、交付決定までの国の事務処理期間、河川関連工事における出水期や観光地における観光ピーク時の工期規制によって、さらに短縮される状況にある。以上の影響により、発注量の一定時期への集中に伴う入札不調、及び、適切な工期設定ができないことによる品質不良、並びに予算繰越の形骸化など、様々な支障が生じている。また、無駄のない国費執行のためには、早期発注が特に重要であり、事業費確定の遅延は、他事業の予算にまで影響を及ぼすなど、悪循環の状態を引き起こす。</p> <p>【制度改正の効果】ゼロ国債制度(国庫債務負担行為)の創設により、国庫補助事業の早期執行ができる。物理的な工事期間を確保し、適切な工期設定による計画的な発注を行うことにより、公共工事の品質が確保され、加えて、地域の下支え効果が期待される。また、早期発注による事業費確定により、計画的かつ健全な国費執行が可能となる。</p> <p>○【支障事例・必要性】当市も積雪寒冷地であるため、降雪期となる冬期間(12月～3月)は公共下水道事業など道路下を掘る作業ができません。また、交付申請や入札等の手続き、ガス水道管の補償工事等を入れると、実質2～3ヶ月の工事期間がしかありません。この中において、予算の単年度主義から、繰越を極力抑える方針であり、事業が進まない状況となっている。これまでも早期の着工に取り組んでいるところであるが、確実な施工を行うために「ゼロ国債」の設定が必要と考える。</p> <p>○冬季の1～3月はアスファルト合材のプラントが休止状態となり、舗装工事は年度末に集中し、弊害が生じている。ゼロ国事業等を活用し、春季の気候条件が良い時期に施工をすることで、品質の向上も期待できる。</p> <p>○積雪寒冷地である本自治体でも工期が冬季にかかることが多く、積雪や低温対策に施工上コストが必要となる。また、積雪等に起因する施工不能期間が生じることによる完成時期の遅延など弊害が多い。ゼロ国債制度の創設により年度をまたいだ早期発注ができればそれらの課題の解消が図られる。</p> <p>○現行の交付金制度では、年度当初の認可手続き等に時間を要するため、第一四半期の事業執行量が少なく、品確法等の改正を踏まえた「発注時期・施工時期の平準化」に支障を及ぼす。また、港湾事業の海上工事では、台風や冬期波浪等による影響を受けることから、発注が遅れると年度当初の施工適期を逃し、年度内の工事完了に支障を及ぼす。このような支障を回避するためにも年度早期の事業執行が可能となるようなゼロ国債制度等の創設は必要である。</p>	<p>回答欄(各府省)</p> <p>○ ご提案のあった社会資本整備総合交付金事業の「国庫債務負担行為」の活用については、本交付金が社会資本総合整備計画に対して交付した交付金を、計画策定主体である地方公共団体が計画に位置づけられた各事業に自由に充当できる制度であるため、事業箇所の特定が必要な国庫債務負担行為を活用することが難しい面がある。</p> <p>○ 一方、社会資本整備総合交付金では、地方公共団体の事業進捗等に応じ、計画内の他事業へ国費を流用することが可能であり、例えば、翌年度に予定している事業の一部を前倒し、地方公共団体において債務負担行為を設定の上、二箇年にわたり事業を実施することとし、当該年度に実施する事業分について流用した国費を充てることも可能。</p> <p>○ こうした制度を活用し、施行時期の平準化に取り組まれている地方公共団体も存在すると承知している。</p> <p>○ 地方公共団体等からの要望を踏まえながら、引き続き制度の改善に努めて参りたい。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
103	B 地方 に対する規制 緩和	消防・防 災・安全	雪寒道路の指定基準 の緩和	道路ネットワーク上重要な路線 は、交通量に関係なく雪寒道路 と指定できるよう、積雪寒冷特別 地域における道路交通の確保に 関する特別措置法施行令第一 条、若しくは国土交通大臣が定 める雪寒道路指定基準を改正し ていただきたい。	<p>【概要】 雪寒道路は、国が積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法施行令に基づき一律の基準で定めているが、地域の実情に応じて、住民の生活を守る上で最低限必要な道路は雪寒道路の指定ができるようにしてほしい。 具体的には、道路ネットワーク上必要な路線は、交通量に関係なく雪寒道路の指定ができるようにするため、雪寒道路指定基準に「道路ネットワーク上重要な路線」を加えていただきたい。</p> <p>【必要性・支障事例】 積雪寒冷特別地域において、除雪は、生命と暮らしを守るために不可欠なものであり、除雪が行きとどかなければ、冬期間に人家の孤立が発生し、通院や買い物などの日常生活に著しい支障を来す。 特に、過疎地域においては、国が雪寒道路指定基準で示す交通量(日交通量おおむね150台以上)に達しない路線であっても、道路ネットワークを確保するために除雪が必要な路線が多く、住民の命を守るためにそれらの路線も確実に除雪を行う必要がある。 既に、除雪は、最低限必要な路線しか行っていないが、雪寒道路以外の路線は財源の支援がないため、除雪出勤回数を落とすなどサービス水準を落とさざるを得ない状況である。 このことが、積雪寒冷特別地域の暮らしにくさにつながり、人口減少に拍車をかけている。</p> <p>【効果】 除雪費の財源が担保されれば、地域住民が安心して暮らせる除雪体制が維持できる。 それにより、人口流出を食い止め、Uターン、Iターンを呼び起こすなど、積雪寒冷特別地域の地方創生が実現できる。</p>	積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法 第三条 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法施行令 第一条 雪寒道路指定基準	国土交通省	長岡市	
162	B 地方 に対する規制 緩和	消防・防 災・安全	社会資本整備総合交 付金(住宅・建築物安 全ストック形成事業) の基幹事業の追加	耐震シェルター等を設置する事 業など命を守る一助となる耐震 改修以外の事業も社会資本整備 総合交付金(住宅・建築物安全 ストック形成事業)の基幹事業に 追加していただきたい。	<p>【支障事例】 耐震改修促進法に基づき、当市では耐震改修促進計画を策定、補助制度を整備し、住宅の耐震化を進めている。住宅の地震対策には、耐震補強工事が最も効果的だが、高齢者等は経済的な理由で耐震補強工事を断念せざるを得ない場合が多い。 一方、耐震シェルターや防災ベッド(以下「耐震シェルター等」)は、比較的安価・短期間で、住みながら設置できるため、地震時に迅速な自力避難が困難な高齢者・障がい者等にとっては、非常に効果的で意義がある。 以上より、当市では、高齢者等が生命の安全を確保するために設置する耐震シェルター等に対する補助事業を実施している。 事業の対象となる高齢者世帯数は推計で約14,000世帯だが、今後さらに増えると予想される。民間企業による耐震シェルター等の開発・普及も進んでいるが、高額なものも多く、市補助金の限度額内で設置できるものは限られている。</p> <p>【事業追加の必要性】 「住宅における地震被害軽減に関する指針(平成16年8月 内閣府)」にて、地震被害軽減の取組みとして、耐震シェルター等の設置が住宅の耐震化が行われていない場合の効果的な対策と明記されており、住宅の耐震化だけでなく、耐震シェルター等の設置に対する支援も推進する必要がある。 現状、市費のみでの補助には限度があるが、国の住宅・建築物安全ストック形成事業による基幹事業化が行われれば、市民の負担が減り、選択肢が増え、より普及すると考える。 以上より、命を守る一助となる耐震シェルター等を設置する事業も社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)の基幹事業に追加していただきたい。</p>	社会資本整備総合交付金交付要綱(イ-16-(12)住宅・建築物安全ストック形成事業-①住宅・建築物耐震改修事業)	国土交通省	岐阜市	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
置戸町、仙台市、上越市、高岡市、野々市市	<p>○平成25年度に雪寒道路指定延長の見直しが行われ、上越市では、除雪延長の39%から概ね50%まで、増加したが、交通量の少ない生活路線は対象となっていない。長岡市同様、生活に必要な除雪を継続していく必要があり、普通交付税が漸次減額されていく中、自主財源での除雪費の財源確保は困難であり、交付金等の支援に頼らざるを得ない状況にある。 広く中山間地域を抱える本市にとって、除雪は、市民が冬期間生活していくうえで、欠かせないサービスとなっていることから、提案に対し賛同するもの。</p> <p>○冬期間における生活空間の確保を図る観点から、雪寒道路指定の有無に関わらず、除排雪対象路線に対し、同等のサービス水準で除排雪事業を行っている。しかし、財政状況が厳しさを増しており、除排雪事業の予算確保が喫緊の課題となっている。本提案のとおり雪寒道路指定の基準が改正されれば、安全・安心な道路空間の確保やきめ細やかな住民サービスの提供が可能になると考える。</p>	<p>○「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」においては、限られた財源を補助の必要性の高い道路へ重点的に配分する観点から、積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域内において道路の交通の確保が特に必要である道路(日交通量がおおむね150台以上の公共施設へ通ずる路線等)に限り雪寒道路として指定し、補助することとしているところ。</p> <p>○したがって、予算制約のある中で「交通の確保が特に必要である道路」に限定して補助する制度の趣旨に鑑み、補助採択基準となる雪寒道路指定基準を緩和することは難しい。</p>
花巻市、府中市、横浜市、加古川市、田原本町、東温市、宮崎市	<p>○建物全体の耐震性確保を要件とする現行の事業は実態に合わず、本市でもここ数年利用されていない。寝室だけといった部分的な耐震改修等でも交付金対象とすることを求めたい。</p> <p>○現在、県の社会資本総合整備計画の中の効果促進事業として当該事業を執行しているが、来年度以降、県の社会資本総合整備計画の中において、基幹事業が位置付けられない場合には、当該交付金の対象にはならなくなると言われている。</p> <p>○耐震シェルター等を設置する事業など、命を守る一助となる耐震改修以外の事業について、本市も同様の趣旨により耐震シェルターの設置を支援するための助成を行っていることから、社会資本整備総合交付金の基幹事業に追加されることを求める。</p> <p>○市内には旧耐震基準で建てられた木造持家住宅が約14万棟あり、これらは平均すると築40年を超えており、老朽化とともに所有者の高齢化が進んでいる。高齢化した所有者は、健康面や資金面から耐震改修工事を躊躇する傾向があり、比較的安価で簡易に住みながら設置できる耐震シェルター等の設置支援は、横浜市では大地震から市民の生命を守るため、非常に重要な施策と位置付けている。市における耐震シェルター等への補助制度については平成20年度に創設し、社会資本整備総合交付金の効果促進事業を利用し国費を導入していた。しかしながら、27年度国費要望に際し、「建築物ではない」という理由から国費対象外となり、国費導入ができなくなっているため、基幹事業として国費対象となることを求める。</p> <p>○南海トラフ等巨大地震の発生が確実視される中、市でも住宅の耐震化に対する市民の関心が高まり、住まいの耐震化の助成について数多くの要望が寄せられている。現在でも効果促進事業として、耐震改修工事にかかる兵庫県の補助に、市による上乗せ補助を行っているが、今後、さらに希望者の増加が予想される。また、耐震シェルターや防災ベッド等、市民の生活スタイルや金銭的負担の可否に応じ、多様な耐震化の方法に対応していく必要もある。</p> <p>以上より、社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)の事業要件より、「地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁からの勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けたものであること」の要件を外していただくとともに、耐震シェルター等の設置及び県補助金に上乗せする場合の市補助金についても基幹事業に追加していただきたい。</p> <p>○旧耐震住宅に居住している者は高齢者が多く、耐震診断は行うが耐震改修に費用がかかるため、経済的な理由等により耐震改修を断念するケースが多く、耐震化が進んでいない。生命の安全を確保する意味では、耐震シェルター等が効果的である。</p> <p>○昭和56年以前(旧耐震基準)に建設された住宅の所有者は、高齢者が多く経済的余裕も少ない場合が多い。そのため、工事費が高い耐震補強工事を敬遠される傾向があり、比較的安価な耐震シェルター等の補助制度は、少ない予算で生命の安全を確保できる効果的な対策と考える。</p>	<p>○地震の発生時において、建物の倒壊等により人命や財産を失われることを防ぐため、建築物の耐震性を高めることは重要な課題と考えている。</p> <p>○地震発生時における人命等に係る被害を最小限に抑えるためには、耐震性の不足した建築物について、耐震改修工事等により現行の建築基準法の求める水準の耐震性を確保していくことが特に重要であり、社会資本整備重点計画等においても、住宅及び多数の者が利用する建築物については平成32年時点の耐震化率を95%まで高めることを目標として設定したうえで、地方公共団体と連携して関連施策を推進しているところ。</p> <p>○こうした耐震改修に係る基本的考え方を踏まえ、社会資本整備総合交付金等においても、現行の建築基準法の求める水準の耐震性の確保につながる耐震改修工事等について基幹事業として位置づけたい一方で、その他の耐震化に関連する取組みについては、社会資本整備総合計画の目標を達成するため基幹事業と一体となって基幹事業の効果より一層高めるために必要な事業であると地方公共団体の判断する場合、効果促進事業として支援を行っている。</p> <p>○以上のような耐震化に向けた施策の枠組み・考え方を踏まえれば、ご指摘の耐震シェルター等は建築物そのものの耐震性を確保するものではないため、引き続き効果促進事業として支援を行うことが適当と考えている。</p> <p>○なお、建築物の耐震性を確保するための計画のもとで行われる段階的な耐震改修(例:寝室のみの改修)については、交付対象となる場合もある。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
310	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建築	社会資本整備総合交付金に係る効果促進事業の事業費要件の緩和	<p>社会資本整備総合交付金における効果促進事業の事業費要件について、「効果促進事業に係る事業費の合計額は、社会資本整備総合整備計画ごとに、交付対象事業の全体事業費の20/100を目途とする。」と規定されている。本町をはじめ、財政規模の小さい町村においては、交付対象事業の全体事業費が相対的に小さくならざるを得ないため、効果促進事業として実施できる事業が限定される。</p> <p>よって、町村における効果促進事業に係る事業費要件の緩和を提案するものである。</p>	<p>【支障事例】 社会資本整備総合交付金交付要綱第6第2号口に規定されている効果促進事業の事業費要件(全体事業費の20%を目途とする。)により、当該交付金の特長である「基幹となる社会資本整備事業の効果を一層高める事業についても、地方の創意工夫を活かして実施すること」が困難である。 なお、本町においては、17.24km²の行政区域面積に96箇所の都市公園を有しており、現在の効果促進事業の事業費要件が緩和されれば、効果促進事業を活用し、計画的に進めている公園施設長寿命化の取組を、より充実させることが可能となる。</p> <p>【現状】 ・社会資本整備総合交付金上のメニューについては、「防災・安全交付金事業」の「都市公園等事業」である。 ・「防災・安全交付金事業」の「都市公園等事業」における基幹事業の具体的な内容については、「都市公園事業(永楽ゆめの森公園)」、「熊取町公園施設長寿命化計画策定」、「熊取町都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」及び「熊取町公園施設長寿命化対策支援事業」である。また、効果促進事業の具体的な内容については、「奥山雨山地区公園整備事業」、「街区公園整備事業」、「熊取町公園施設長寿命化対策支援事業」及び「永楽ゆめの森公園整備事業」である。</p>	社会資本整備総合交付金交付要綱	国土交通省	熊取町	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	回答欄(各府省)	
<p>野々市市、八尾市、加古川市、高松市、甲賀市</p>	<p>○公園施設長寿命化計画に基づく効率的・効果的な公園施設の改築・更新を実施し、誰もが安全に安心して利用できる公園づくりをめざしていますが、本市においても同様に、小規模公園が多いため全体事業費が小さくなり効果促進事業として実施できる事業が限定される。また、公園施設長寿命化対策支援事業における面積要件が緩和されれば全体事業費が増え、効果促進事業を活用し、安全に安心して利用できる公園整備ができ、公園施設長寿命化の取り組みをより充実させることが可能となる。</p> <p>○住宅の耐震化は遅々として進んでいない状況にあるが、これまでの様々なPR活動が功を奏し、耐震化への市民の関心は高まりつつある。今後、公営住宅の耐震化が一巡し交付対象事業の基幹事業が縮小していく中、効果促進事業による住宅の耐震改修・建替等の増加要望に応えられない恐れがある。</p> <p>以上より、社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)における効果促進事業費要件について、「交付対象事業の全体事業費の20/100を目処とする」を緩和していただきたい。</p> <p>○効果促進事業は、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等とされており、社会資本整備計画の目標達成を推進するため、事業費要件緩和の必要性を感じている。</p> <p>一方、計画に位置付けられた事業の範囲内で、地方公共団体が国費を自由に充当可能とされているのに、近年、配分内示により効果促進事業の交付申請が制限されており、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金の制度が果たされていない。</p>	<p>○ 効果促進事業はハード整備である基幹事業の付属的・従属的性格を持つことから、その事業費については、基幹事業との関係で一定の割合の上限を設けているもの。</p> <p>○ この制度趣旨に鑑み、自治体の財政規模等に応じて上限の変更を行うことは適当ではないと考えている。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
8	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛生	下水道長寿命化支援 制度の交付対象の拡 充	<p>下水道管渠の長寿命化計画策定にあたり、計画的な改築に対する基幹事業の範囲は、国土交通大臣が定める主要な管渠とされているが、従来の管渠の口径や下水排除面積で定めるのではなく、緊急輸送道路や都市機能が集約している区域(中心市街地)等、地域の特性に応じて主要な管渠の範囲が定められるよう要件の緩和をお願いしたい。</p>	<p>【地域の実情】 当市では、市街地中心部において下水道管渠の老朽化が進んでいるため、いくつかの区域に分け、下水道長寿命化計画を策定している。現在までの管渠調査の結果、約16kmが改築対象となっているが、基幹事業の対象となる主要な管渠の延長は約3km、残り13kmは基幹事業の対象外である。 現在、定められている主要な管渠の範囲では基幹事業の対象外の割合が多く、厳しい財政状況の中、老朽化対策事業を進めることが困難となってきている。 平成24年度から実施された50年経過の老朽管の更新が可能となる「緊急老朽化対策事業」は大変有効な事業であるが、平成28年度に終了するため、それ以降の管渠更新が難しいと考えている。</p> <p>【懸念の解消策】 当市では、都市機能を集約させるためのコンパクトシティに取り組んでいるが、店舗や事務所、公共施設や集合住宅が立地する中心市街地に多くの老朽管があり、その多くは主要な管渠ではない。また、震災等で重要な役割を担う緊急輸送道路にも主要な管渠以外の管渠が多くある。主要な管渠を管渠の口径や下水排除面積のみで定めるのは不合理であり、現在の告示に定められた基準では当市の中心部の管渠のほとんどは250mmの口径であり、長寿命化計画の対象外となってしまう。地域の特性を考慮した条件を付加することで、主要な管渠の範囲を拡大することができ、老朽化対策が推進される。</p>	<p>下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び並びに第2項</p> <p>下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び並びに第2項の規定に基づき定める件(昭和46.10.9告示1705号、一部改正平成25.5.16告示492号)</p>	国土交通省	福井市	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	回答欄(各府省)
<p>横浜市、滑川市、大野市、沼津市、伊豆の国市、豊橋市、寝屋川市、大阪狭山市、山陽小野田市、北九州市、古賀市、宮崎市</p>	<p>○中心部では老朽化した管渠が多く、その多くは250mm程度の小口径（合流管）のため、交付金の交付対象外となっています。単独事業の改築については、財政的な理由からあまり進捗していない状況です。</p> <p>○基幹事業の対象延長約1.0kmに対してそれ以外が1.6kmと補助対象外の割合が大きいため、単に口径や下水排除面積のみで無く地域特性を考慮した条件の付加等による対象範囲の拡大により、老朽化対策の推進が図られるもの。</p> <p>○緊急輸送路線下に国が示す基準以下の下水道管を埋設しており、長寿命化計画の対象になることは厳しい財政事情をさらに圧迫することが懸念されるため、要件緩和をお願いしたい。</p> <p>○類似事例ではあるが、効果促進事業により、基幹事業である主要な管渠と接続した枝線（主要な管渠以外の管渠）とを一体的に長寿命化対策を行なうことで、効率的な管渠の延命化を図っていたが、平成27年度より、効果促進事業が廃止となり、主要な管渠以外の管渠の長寿命化対策が出来なくなったため、下水道長寿命化支援制度における補助対象範囲の拡大を要望する。</p> <p>○長寿命化対策が必要な管渠において、大半が基幹事業の対象外であるため、要件の緩和をお願いしたい。</p> <p>○【地域の実情】中心街において下水道管渠の老朽化が進んでいるため、下水道長寿命化計画の策定を検討している。現在、定められている主要な管渠の範囲では、基幹事業の対象外となる割合が多く、厳しい財政状況のなか、老朽化対策事業などの事業を進めることは困難である。平成24年度から実施された50年経過の老朽管の更新が可能となる「緊急老朽化対策事業」は大変有効な事業であるが、平成28年度に終了するため、今後の事業展開に大きな影響がある。</p> <p>【懸念の解消策】中心街に多くの老朽管があるが、大半は主要な管渠に該当せず、また、緊急輸送道路にも主要な管渠以外の管渠が、多数埋設されている。基幹事業の対象となる管渠を管渠の口径や下水排除面積のみで定めるのは不合理であり、地域の特性を考慮した条件を付加し、基幹事業となる管渠の範囲を拡大することで、老朽化対策がより推進されることができると考える。</p> <p>○昭和44年頃から昭和55年度にかけて整備した、合流区域（汚水と雨水が同一管の区域）の公共下水道管の老朽化が著しい状況にある。長寿命化対策として、区域全体を5つの区域に分け、順次長寿命化を進めているが、現在、第1期計画区域において、工事に着手している段階である。第1期計画区域における改築工事の対象延長が約2.8キロメートルで、このうち、基幹事業の対象となる主要な管きょ延長は約0.7キロメートル、残り約2.1キロメートルが、基幹事業の対象とならない実態にあり、当市財政への負担が大きな課題となっている。主要な管きょを口径や下水排除面積のみで定めるのは不合理であり、現在の基準では、第1期計画区域は管きょの75パーセントが300ミリの口径であり、長寿命化計画の対象外となる。地域の特性を考慮した条件を付加することで、主要な管きょの範囲を拡大することができ、老朽化対策が推進される。</p> <p>○下水道管渠の老朽化が進んだ箇所について、長寿命化計画を策定して老朽化対策を行っている。しかし、現在定められている主要な管渠の範囲では基幹事業の対象外となる割合が高く、今後老朽化対策が困難となることが予想される。「緊急老朽化対策事業」については、50年経過の老朽管が対象となるが、対象となる管渠が少なく、利用には至っていない。</p> <p>○【地域の実情】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度経済成長期以降、大量に整備した管渠については、今後、布設から50年を経過し、改築更新の時期を迎えるため、老朽化が急速に進行する状況にある。 50年経過した管渠 133km（全体延長4,447kmのうち 3.0%） 30年経過した管渠 2,498km（全体延長4,447kmのうち 56.2%） ・中でも古くから下水道整備を開始している駅ターミナル周辺など、中心市街地では、管渠の老朽化が急速に進展しており、大半が合流式となっている。 <p>【制度改正の必要性等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地において、腐食による陥没など発生した場合、市民生活に重大な影響を及ぼす恐れがある。 ・長寿命化支援制度など基幹事業の交付対象範囲は、合流式の場合、2,000mm以上となっているため、枝線管渠を中心に大半の管渠が交付対象外となる。 ・布設から50年以上経過した管渠の老朽化対策は、平成28年度までの時限制度となっている。 <p>○市街地中心部において下水道管渠の老朽化が進んでおり、それに伴い道路陥没等が市街地中心に多く発生しているが、それらの管渠は国土交通大臣が定める主要な管渠の対象外であるために、厳しい財政状況の中、老朽化対策事業を進めることが困難となっている。福井市の提案と同様に主要な管渠の範囲を地域の特性に応じて定められるよう要件の緩和をお願いしたい。</p> <p>○【支障事例】</p> <p>昭和40年代以降特に昭和55年度から平成6年度の短期間において、多額の投資により集中的、面的に下水道の整備を行ってきたため、老朽化も面的に進んでいる。しかも管径がφ350mm以下の小口径の管きょが約7割を占めている。</p> <p>一方、現行の交付金制度の対象は、新設整備を対象としていることから、今後再整備が必要となる下水道管の多くは、交付対象外となる。</p> <p>【制度の継続・拡充の必要性】</p> <p>現在、「下水道老朽管の緊急改築推進事業」により再整備を進めているが、今後再整備時期が集中的に到来し事業量・事業費が急激に増大することが見込まれている。しかしながら、当該緊急改築推進事業が平成28年度までの限定措置であることから、それ以降の再整備が困難であると考え。</p> <p>したがって、今後の下水道管の老朽対策を進める上で「末端までの面的整備」及び「恒久的」である制度が必要であり、全ての管口径の下水道管を対象とした「下水道長寿命化支援制度」の継続・拡充を要望する。</p> <p>○平成20年度に下水道長寿命化支援制度が制定された当初は、長寿命化計画を策定した箇所に対しては、基幹事業だけでなく、効果促進事業も交付対象であった。そのため、主要な管渠以外でも長寿命化計画を策定し事業を進めていたが、現在は交付対象では無くなり、苦労している。長寿命化支援制度の制定当初どおり、効果促進事業を交付対象とする、または基幹事業の範囲を広げる等をお願いしたい。</p> <p>○【地域の実情】</p> <p>下水道管渠の老朽化が進んでおり、平成23年度からは下水道長寿命化支援制度を活用し、管の長寿命化を図っています。しかし、同様に補助対象外の施設も多く厳しい財政状況のなか苦慮しております。</p> <p>【懸念の解消策】</p> <p>新たな事業制度の創設及び支援制度を拡充されることで、計画的な改築が行うことができ、老朽化対策が推進される。</p>
	<p>○下水道施設の補助対象範囲については、原則として、国と地方公共団体の役割分担を明確化する観点から、下水道法施行令第24条の2第2項において、主要な管渠の範囲を管渠の口径等を基準として定めるものとされているところであって、この考え方を変更することは困難である。</p> <p>○ご指摘の「下水道老朽管の緊急改築事業」は、老朽化した管渠に対して緊急かつ集中的に対策を講じるため、平成29年3月31日までの時限措置としているところである。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
122	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛生	水質改善を目的とした 普及促進事業の採択	<p>公共用水域の水質を保全し水質改善の一環として公共下水道を整備しているが、小規模な宅地開発に伴う10件未満の家が密集した個人所有の道沿い(私道)から排出されるBOD(主に単独浄化槽)が水質を悪化させる大きな原因となっている。そこで、水質改善の普及促進事業として、汚濁物質を排出している浄化槽利用者を下水道利用者に転換し、水質改善に努めるよう私道への下水道整備事業を推進するため、社会資本整備総合交付金の効果促進事業として認めていただきたい。</p>	<p>【支障事例】 松山市の水洗化率は約92%であるが、いまだ、下水道供用開始区域内には下水道処理人口の8%に当たる浄化槽利用者が残っている。しかし、この8%浄化槽利用者から、公共用水域に排出される1日のBOD総排出量は約760kgにものぼり、わずか8%の人口で、残りの92%の下水道利用者が排出するBOD総排出量の2.5倍程度を排出し水質悪化の大きな要因となっている。</p> <p>【必要性】 そこで、最も効率的に汚水を処理できる下水道処理場の機能を効果的に利用できるよう、この部分を下水道に転換することが必要となっている。</p> <p>【懸念の解消策】 全国平均で下水道処理人口普及率が70%を超える中、本市は60%代であり、未普及地域への整備を積極的に進めている。そのような状況の中、整備済み地域の私道整備を住民の要望に応え市費(下水道法では自ら排水設備を設置しなければならないが住民の金銭的負担が大きいことから、条件を付して市で整備している。(建設省通達))。で行っているが、公共用水域の水質改善を効果的に行うには、浄化槽利用者の多くが居住している私道沿線の整備を積極的に行いたい。水質改善を目的とする私道の整備を効果促進事業に採択していただきたい。(基幹事業は処理場)</p> <p>【定量的指標】 定量的指標としては、10年で浄化槽からの公共用水域に排出される1日総排出量を25%、20年で50%と半減させるなどとしてほしい。</p>	下水道法 社会資本整備総合交付金交付要綱	国土交通省	松山市	
238	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建築	「防災・安全交付金」 の要件を緩和	<p>地域の判断により、「砂防設備等緊急改築事業における管理型堰堤への転換」を事業の対象とする。(予算の増そのものを目的とするのではなく、予算の枠内で、地方公共団体の裁量で優先順位を付けて事業実施出来るようにすることを目的とする。)</p>	<p>【提案の概要】 「防災・安全交付金」の要件を緩和し、地域の判断により「砂防設備等緊急改築事業における管理型堰堤への転換」を事業の対象とする。</p> <p>【制度改正の必要性・支障事例】 総合流域防災事業における砂防設備等緊急改築事業(以下、「緊急改築」)の運用では、嵩上げや管理型堰堤への転換等、土砂整備率が変更となる工法は認められていない。一方、通常砂防事業で実施する場合の事業採択基準では、1件当たり事業費1億円以上かつ相当規模以上の公共施設や人家50戸以上の保護等が必要であり、基準を満たすことが難しい。緊急改築と併せて除石を行い管理型堰堤へ転換することにより、施設の安定と土砂整備上の安心を図ることができる。 例えば、昭和52年以前の技術基準により設計されたある堰堤に対し、土石流を考慮した現行基準に改築すると同時に堰堤高を0.5m嵩上げし、スリット部を設けた透過型堰堤に転換することにより事業費3%程度の増加で、整備率を18%から58.9%に改善する事ができる。 過去に地方整備局より「整備率の改善を図るならば、緊急改築ではなく、通常砂防事業である」との見解を受けているが、土砂災害から地域住民の安全を確保することは急務であり、緊急改築においても整備率の改善を図ることができるよう運用の改善を要望する。 整備率が不足している溪流に対して、溪流内に新規に設置する適地がない場合もあり、既存の不透過型非管理型堰堤を除石計画を立てた上で除石し、管理型堰堤に転換することが可能となれば、既存堰堤の有効活用しながら整備率を改善することにより、土砂災害に対し地域の安全の向上を図ることが出来る。</p>	社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第Ⅱ編 砂防設備等緊急改築事業(ロ-8-(2) 4-(3)-(5)) 通常砂防事業(イ-4-(1))	国土交通省	徳島県 滋賀県 京都府 兵庫県 和歌山県 鳥取県 香川県 愛媛県 高知県 関西広域連合	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
豊橋市、西条市	<p>○私道内において公共下水道への接続促進及び水洗便所の普及を図り、環境衛生の向上に資することを目的に、私道内の排水設備を共同で設置するために要する費用の一部を助成している。ただし、交付金に依らず単独事業費により助成を行っているため、財政状況も厳しい中、国の交付金などによる財源確保が課題となっている。</p> <p>○下水道処理人口普及率が53.9%(H26末)と全国平均より大幅に遅れており、公共下水道全体計画区域内には、多くの未整備箇所が残っていることから、未普及解消のために鋭意整備を進めていく必要がある。</p> <p>厳しい財政状況にある現状において下水道事業を進めていくためにも、平成27年度から効果促進事業の交付対象外とされた「下水道単独管の整備」について、交付対象に復活することを要望する。</p>	<p>○下水道単独管(地方単独費で施工する管渠)については、国と地方公共団体の役割分担を明確化する観点から、平成27年度より効果促進事業を用いての整備も認めないこととしている。</p> <p>○なお、整備の対象となる管渠が、国土交通大臣が定める主要な管渠(下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に基づき定める件(昭和46.10.9建設省告示第1705号、一部改正平成27.4.9告示第527号))に該当する場合には、社会資本整備総合交付金における基幹事業として補助対象となり、現行制度において措置可能である。</p>
		<p>○総合流域防災事業における砂防設備等緊急改築事業は、砂防設備等が昭和52年以前の技術基準で設計されている場合など、施設自体の安全性や安定性が確保できていないものについて、緊急改築を行うことにより本来の機能を確保し、地域における安全の向上を図ることを目的として平成22年度に創設された事業であり、既設砂防堰堤の嵩上げや計画除石を見込む砂防堰堤への構造変更等を行い整備率の向上を図る事業を対象とするものではない。</p> <p>○上記のような整備率の向上を図る場合は、通常砂防事業または火山砂防事業もしくは総合流域防災事業における砂防事業のいずれかで採択することとしており、支障事例のような場合は総合流域防災事業における砂防事業の活用を検討されたい。</p> <p>○なお、これらの事業の採択基準は、限りある財源の中で効率的・効果的な施設整備を図っていく観点から、交付金交付要綱において定められているところである。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
311	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建築	社会資本整備総合交付金に係る補助条件の見直し及び手続書類の簡素化	<p>社会資本整備総合交付金において長寿命化支援制度を活用した補助事業を行うためには、下水道施設の健全度に関する点検・調査結果に基づき「長寿命化対策」に係る計画を策定する必要があります。</p> <p>この点検・調査、計画策定には多大な時間及び費用を要し、本町においては業務が困難な状況であり、下水道施設長寿命化の推進に支障を来している。</p> <p>よって人口5万人未満の団体では計画書作成を必要とせず、耐用年数経過等の一定条件を満たせば補助採択となる新基準の作成など、補助条件の見直しや手続書類の簡素化を提案するものです。</p>	<p>【支障事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H26年度本町職員にて実施したマンホール鉄蓋の長寿命化計画策定では、本町が管理しているマンホール鉄蓋が約9500箇所あり、全てを調査することは費用面や期間も膨大となることから、交通量の多い幹線道路にあるマンホール鉄蓋を重点的に1730箇所の長寿命化計画を策定しました。箇所を絞り点検・調査をしたが、1班3～4名(蓋開閉作業係、記録係、交通処理係)の職員で約4ヶ月間、データ整理・計画書の作成に2名の職員で4ヶ月間、全体で8ヶ月要し、多大な業務負担となった。(業務委託した場合の見積費用は約7百万円) <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンホール鉄蓋においては町職員にて対応したが、下水道施設は管渠・人孔・取付管等もあり、これらの長寿命化を推進していくには小規模団体である本町においては莫大な期間及び費用が必要であり、持続困難な状況であるため、点検・調査を不要とし、別の基準を設定されたい。 <p>【参考事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽管更新事業(水道事業) <p>補助採択条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震対策等地域(東南海・南海地震防災対策推進地域) ・給水人口が5万人未満の水道事業者 <p>※上記事項に該当しているため、補助採択に関する複雑な事務が不要となる</p>	社会資本整備総合交付金交付要綱	国土交通省	熊取町	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
豊橋市	<p>○H26年度に本県の自治体において、マンホール鉄蓋について、経過年数が大きく腐食が進んでいる路線及び交通量が多い路線を重点的に点検・調査し、約8,000箇所の内、約60箇所についての長寿命化計画を策定したが、この長寿命化計画の策定には、多大な費用と期間を要した。</p> <p>構造が単純で比較的安価であるマンホール鉄蓋の更新については、長寿命化計画の策定を要さず、耐用年数(車道部：15年)経過など一定の要件を満たせば補助対象とするなど手続きの簡素化が望ましいと考える。</p> <p>○人口5万人未満の市町村で下水道管路施設の長寿命化計画を策定した市町村は5つあり、長寿命化計画の策定に時間と費用を要している。</p>	<p>○下水道は、土木・建築・機械・電気といった多様な施設で構成されており、それぞれの特性に応じた適切な管理方法を選定することが、適切な下水道管理の実現のために必要であって、補助採択にあたり点検・調査及び計画策定を不要とすることは、たとえ人口規模の小さな団体であっても、実現が困難である。</p> <p>○なお、下水道長寿命化支援制度の運用マニュアルである「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案)」においては、各地方公共団体の維持管理体制や予算を考慮して各施設のリスクを検討し、リスクが高い施設から優先的に対策を実施するよう促しているところ。</p> <p>○また、上記手引き(案)の改定版である「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-」においても、施設の劣化状態に応じた対策を行う方法(状態監視保全)や、予め定めた周期により対策を行う方法(時間計画保全)を明確にし、下水道管理者ごとに特性に応じて適切に対応すべきである旨、明記している。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
113	B 地方 に対する規制 緩和	運輸・交通	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和	<p>【地域間幹線系統確保維持費国庫補助金】</p> <p>【車両減価償却費等国庫補助金】</p> <p>・車両購入費補助について、現行の5ヶ年の減価償却費補助から、従前の購入時一括補助とする。</p> <p>地域間幹線系統(国庫補助路線)を運行する車両の更新に関して、現行制度は、5カ年の減価償却費及びその金利相当額を補助するものとなっているが、事務作業の効率化や行政負担の軽減の観点から、車両購入時における一括補助とすべき。</p> <p>＜現行制度での支障事例＞</p> <p>①購入車両における5年間の減価償却費に対する補助となっているため、5年間にわたって煩雑な補助申請手続き等の事務作業が発生している。</p> <p>②5年分のリース・割賦払いに関する金利相当額も補助する制度になっているため、より多くの行政負担が発生している。</p> <p>【参考】</p> <p>《公有民営方式について》</p> <p>上記の要望に対し、公有民営方式による制度で初期投資の負担軽減が可能であるとされた。しかしながら、地方公共団体が、物品を相当の対価を徴することなく貸与することには、地方自治法上の制約があり(第237条)、また、実際に、車両購入するに当たっては、車両購入価格や公平性の観点から判断することとなるが、その一方で、各事業者においては、効率化や費用削減の観点から、車体や色、デザイン、仕様等を統一するのが一般的であることから、地方自治体購入車両が事業のニーズと合わないことが想定される。</p> <p>《支障事例》</p> <p>車体や運賃表示機等の車内機器の仕様については、各社とも車両管理上の観点から、購入先(メーカー)を統一していることが多く、これにより、部品交換やメンテナンスにおける効率化や経費削減等を図っているが、地方自治体による車両が事業者の使用車両と統一されていない場合には、逆に事業者の経常経費の増大となる。</p> <p>なお、購入後の管理費等について仮に事業者側の負担とせず地方自治体の費用負担とした場合、維持管理費については何らの補助制度もないため、地方自治体の歳出経費が増大するのみである。</p>	<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金 交付要綱 ほか</p>	国土交通省	愛媛県 徳島県 香川県 高知県		

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
羽島市、豊橋市、延岡市	<p>○担当課事業の多様化、事務量の増大が今後も見込まれることから、手続等の簡素化、要件等の緩和は望ましい。</p> <p>○平成27年度に地域公共交通網形成計画の策定を予定しており、平成28年度には併せて地域公共交通確保維持改善計画を策定する予定である。その後、補助金申請等の手続きを行うことになるが、先行自治体で支障事例に挙げられていることが問題となっているのであれば、制度改革を求めたい。</p> <p>○車両を購入する場合、一括支払いを行っており、初年度の財政負担が大きい。購入時一括補助とすることで、財政力の弱い自治体でも車両購入が促進される。</p>	<p>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、国土交通大臣が認定した地域公共交通再編実施計画に位置づけられた事業に係る特例措置として、車両の購入時一括補助が可能となるよう、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱を改正する。</p>

防衛省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
198	B 地方 に対する規制 緩和	消防・防 災・安全	民生安定助成事業の 補助対象の見直し	民生安定助成事業の補助対象 に自治会集会所の新設を含める こと	<p>【現在の制度】 「民生安定施設の助成事業に係る補助事業等計画書の審査について(防地周第16396号 通達)」は、民生安定施設の助成事業のうち、施設整備助成事業(新たな施設の整備に対する助成事業)につき、一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設については、助成対象を体育館、(自治体が所有する)コミュニティ供用施設、児童館、水泳プール及び保育用施設に限っており、自治会が所有する自治会集会所への助成を除外している(防音工事のみが助成の対象)。</p> <p>【支障事例】 従って、自治会集会所を新設する場合には本制度を利用することができず、本市においてはやむを得ず、再編交付金制度を利用して自治会集会所の新設について自治会に対する補助を行ってきた。しかし、同制度に基づく助成は平成28年度をもって終了となり、将来的には自治会集会所の建設に対する助成が無くなってしまふ。</p> <p>【制度改正の必要性】 自治会集会所は地域コミュニティの中核を担う組織である自治会の本拠となる施設であり、自治会が地域コミュニティ活動を実施していく上で不可欠なものである。 本市においては、防衛施設の近隣自治会において自治会集会所の建設について希望があるため、民生安定助成事業の補助対象に自治会集会所の新設を含めることを求める。</p>	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令第12条 第13項	防衛省	相模原市	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	回答欄(各府省)
遠賀町、大村市	<p>民生安定助成事業における自治会集会所の新設の扱いについては、自治会集会所で行われる集会等の活動が健全なコミュニティ活動の育成等に資することにかんがみれば、民生安定施設の助成事業におけるコミュニティ供用施設の助成目的に包含され、コミュニティ供用施設として助成が可能である。</p>